

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成21年 4 月 22 日

閉 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成21年4月22日（水曜日）

午後1時33分開議

午後2時45分休憩

午後2時53分開議

午後4時59分閉会

本日の会議に付した事件

平成21年度主要事業等説明

報告事項

- ①「くまもと・健やか・長寿 プラン」
の策定について
- ②第24回全国健康福祉祭くまもと大会に
ついて
- ③薬事法改正に伴う「伝統薬」の郵便販
売の規制について

出席委員（8人）

委員 長 池 田 和 貴
副委員 長 山 口 ゆたか
委 員 小 杉 直
委 員 岩 中 伸 司
委 員 藤 川 隆 夫
委 員 鎌 田 聡
委 員 佐 藤 雅 司
委 員 早 田 順 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 森 枝 敏 郎
医 監 東 明 正
次 長 坂 田 正 充
次 長 本 田 惠 則
健康福祉政策課長 古 森 誠 也
首席健康福祉審議員兼
社会福祉課長 坂 田 憲 久

少子化対策課長 吉 田 勝 也

高齢者支援総室長 江 口 満

高齢者支援総室副総室長 古 谷 秀 晴

高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之

障害者支援総室長 前 田 博

障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治

障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典

医療政策総室長 倉 永 保 男

医療政策総室副総室長 永 井 正 幸

医療政策総室副総室長 藤 中 高 子

医療政策総室課長補佐 岡 崎 光 治

健康づくり推進課長 岩 谷 典 学

健康危機管理課長 末 廣 正 男

薬務衛生課長 内 田 英 男

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄

次 長 横 田 堅

次 長 益 田 和 弘

次 長 谷 崎 淳 一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園 田 素 士

環境政策監兼

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 宮 下 勇 一

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 岡 部 清 志

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 中 島 克 彦

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 野 田 正 広

水俣病審査課長 寺 島 俊 夫

首席環境生活審議員兼

食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆

消費生活政策監兼

交通・くらし安全課長 高 野 利 文

人権同和政策課長 吉 田 國 靖

病院局

病院事業管理者 若 本 隆 治
総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午後 1 時 33 分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第 2 回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第 1 回厚生常任委員会で委員長に選任をいただきました池田和貴でございます。

今後 1 年間、山口副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、健康福祉部長、環境生活部長、病院事業管理者を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

続いて、山口副委員長からあいさつをお願いします。

○山口ゆたか副委員長 第 1 回の厚生常任委員会で副委員長に選任いただきました山口でございます。

今後 1 年間、池田委員長を補佐し、しっかりと円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

各委員そして執行部の皆様におかれましては、厚生事業そして環境事業のさまざまなことに取り組んでまいりたいと思いますので、

献身的な御努力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の紹介をお願いいたします。紹介は課長以上をお願いいたします。

なお、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の役付名簿のとおりであります。

それでは、健康福祉部、環境生活部、病院局の順でお願いいたします。

(健康福祉部長～薬務衛生課長、環境生活部長～人権同和政策課長、病院事業管理者～総務経営課長)

○池田和貴委員長 続きまして、平成 21 年度の主要事業の説明に移りたいと思います。

では、始めますが、質疑は、主要事業等について説明を受けた後、一括して行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 では、そのようにいたします。

それではまず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、森枝健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 健康福祉部でございます。

平成 21 年度の健康福祉部の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、当部の組織機構でございますが、くまもとの夢 4 カ年戦略の実現に向けた組織体制の整備のため、高齢者支援総室内に認知症対策を強化するための認知症対策・地域ケア推進室及び平成 23 年度に本県での開催が予定されております全国健康福祉祭の開催準備の

ためのねんりんピック推進室を設置しました。また、業務見直し及び組織スリム化等の観点から、健康づくり推進課にありました生活習慣病対策室を廃止しました。

したがって、当部は、6課3総室及び5課内室の構成になっております。

次に、平成21年度当初予算につきましては、長寿安心くまもとの実現を目指すための重点事業を中心に各種施策に取り組むこととしており、一般会計予算で総額1,090億8,900万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明申し上げます。

まず、地域福祉の推進については、県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランに基づき、地域福祉の拠点としての地域の縁がわづくりや住民相互の支え合いの仕組みとしての地域の結いづくりなどに取り組んでまいります。また、新たに、地域の縁がわ機能を有する小規模多機能サービス施設、地域ふれあいホームの整備を支援してまいります。

次に、近年増加しつつある生活困窮者については、生活保護の活用を初め、福祉事務所にモデル的に自立支援相談員を配置し、これらの方々の生活の安定と向上に向けた支援を行ってまいります。

さらに、貧困の連鎖を断ち切る一環として、新たに、生活保護世帯の子供たちの大学進学を応援するために、無利子の生活資金貸し付けを行います。

また、今後増加が懸念されるホームレスの支援については、関係機関の連携を強化するとともに、民間の支援団体と協働して就労支援等を行ってまいります。

次に、子育て支援については、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化を引き続き実施するとともに、地域のニーズに応じた多様な保育サービスや放課後児童クラブへの支援を通じて、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

また、妊娠から出産、育児期まで、母親の心の面を中心に、切れ目なく支援できるコーディネーターの養成に取り組んでまいります。

さらに、2月補正予算で造成した熊本県安心こども基金を活用し、保育所の整備を推進するとともに、現任保育士等の研修の充実を図ってまいります。

次に、児童虐待の防止については、児童相談所を核として、発生予防から早期発見、早期対応、子供の自立支援まで、切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、高齢者対策については、介護保険制度がスタートして10年目になりますが、今年度からの新たな高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画に基づき、安心して暮らせる長寿社会を目指して、要介護状態や認知症になっても可能な限り住みなれた地域で生活が継続できるよう、施設サービスを含め必要な福祉・介護サービスの供給体制の充実を図るとともに、地域における相談・見守り体制の充実を通じて、地域全体で認知症等の要介護高齢者を支える仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、認知症の早期診断や早期治療に資するため、新たに、診療体制や相談体制の整備に取り組んでまいります。

次に、障害者支援については、平成21年度から平成23年度を計画期間とした第2期障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスの必要量の確保に向けたサービス基盤の計画的整備に取り組んでまいります。

また、国の障害者自立支援対策臨時特例交付金による特例基金の平成23年度までの延長、積み増しにより、新たな事業メニューを加え、障害者自立支援法の円滑な実施に努めてまいります。

○池田和貴委員長 部長、どうぞ座って。ほかの皆さん方も座って結構でございます。

○森枝健康福祉部長(続) それでは、続けさせていただきます。

なお、自殺対策については、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、県内の関係機関や団体とも連携しながら、相談体制の充実等に取り組んでまいります。

次に、地域医療体制の整備については、深刻化する医師不足に対応するため、総合的な医師確保対策を講じてまいります。

まず、熊本大学医学部の新規入学者に対し修学資金の貸与を開始するとともに、同医学部に開設した地域医療学寄附講座の運営を市町村とともに支援してまいります。

さらに、救急医療機関における勤務医や産科医の確保に向けた取り組み、女性医師の就業継続を図るため、自治体病院における院内保育所の設置や、代替医師の雇用による女性医師の短時間正規雇用体制の整備などを支援してまいります。

また、大規模地震などの災害発生時に、被災地に迅速に駆けつけ、人命救助や治療などを行う災害派遣医療チームDMATの整備を進めます。

次に、小児医療体制の整備については、救急医療拠点病院の運営支援や小児救急の医師研修事業、シャープ8000番による夜間の電話相談事業等に取り組んでまいります。

次に、健康増進・長寿づくりの推進については、子供から高齢者まで生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、メタボリックシンドロームの予防対策等に取り組んでまいります。特に、近年最も増加した慢性疾患であり、本県でも約22万人が患者または予備軍となっている糖尿病について、その予防のための総合的な対策に取り組んでまいります。

また、県民の健康的な食生活に大きな役割を果たしている食生活改善推進員の活動をさらに盛り上げるために、来る10月には、全国食生活改善大会を開催することとしておりま

す。

次に、周産期医療については、危険な状態にある母体、新生児をより迅速に受け入れることを可能とするため、新たに医療機関へのPHSの配備や、新生児集中治療室NICUが効果的に運用できるように、長期に入院している子供を在宅等に移行することを支援するコーディネーターを配置するなど、周産期医療体制の整備に取り組んでまいります。

最後に、発生が懸念されている新型インフルエンザ対策については、知事を本部長とする熊本県新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、去る3月26日に第1回推進本部会議を開催したところですが、引き続き緊急に取り組むべき最重点の施策として取り組んでまいります。

まず、先般改定が行われた国の行動計画及びガイドライン等を踏まえて、平成17年度に策定した県行動計画の見直しを行っているところであります。

これと並行して、庁内対応体制の一層の充実を図るとともに、大流行した場合に県の業務が停滞することによる県民生活への影響を最小限に食いとめるために、業務継続計画を策定することとしております。

また、医療体制の整備、公衆衛生上の対策及び社会経済活動維持の対策を着実に進めるため、医療、消防、公共交通、商工関係などの団体等を含めて県全体で取り組む体制の構築を図るとともに、訓練の実施等に取り組んでまいります。

次に、平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算でございますが、これは母子寡婦福祉資金の貸付金でございます、9,600万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成21年度予算総額は1,091億8,500万円余となり、平成20年度当初予算と比較しますと34億2,800万円余の増額、率にして3.2%の増となっております。

予算総額が伸びておりますのは、主として介護報酬改定による介護給付費等の扶助費の増及び安心こども基金事業等の緊急経済関連事業や新型インフルエンザの発生に備えた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄経費等によるものであります。

このほか、くまもと・健やか・長寿プラン策定についてなど、3件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回の概要でございますが、詳細につきましては、関係各総室長及び課長が御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○古森健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。よろしく申し上げます。

平成21年度主要事業及び新規事業の資料の2ページをお願いいたします。

保健・医療・福祉の連携の推進でございますが、安心、安全な医療体制の整備を基本目標とする第5次保健医療計画を踏まえ、医療機関の機能分担や連携、医師確保対策等の推進を図ります。

また、保健、医療、福祉の連携強化を図り、県民が生涯を通して健康づくり、医療、介護等の切れ目のないサービスが受けられる体制づくりを目指します。

次に、地域福祉の連携でございます。

県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランに基づき、市町村や民間団体の地域福祉に係る先進的な取り組みを支援してまいります。

施策の柱でございます3つの事業を2から4に掲げております。

まず、2の地域の縁がわづくりでは、地域のだれもがいつでも気軽に集い、支え合う地域福祉の拠点づくりを進めるものです。現在181カ所で取り組まれておりますが、さらな

る普及に向けて、ハード面における費用助成や健軍くらしささえ愛工房の成果の情報発信等により、立ち上げ支援を行います。

3の地域の結いづくりでは、高齢者の見守りや生活支援活動など、住民が主体となって支え合う小地域ネットワーク活動の充実、推進を図ります。

4のちからおこしでは、平成20年度から地域振興局と協力して進めております福祉のまちづくり、若者リーダー養成塾の充実を図り、地域福祉を担う人材の養成に取り組みます。

3ページをお願いいたします。

5の地域ふれあいホーム整備推進事業。新規事業でございます。

だれもが住みなれた地域で年をとっても障害があっても生き生きと安心して暮らすことができるよう、地域の縁がわ機能を有する小規模多機能サービス施設の整備を支援してまいります。

地域密着型事業所等において提供される介護保険などの公的制度サービスとあわせて、公的制度適用外のサービスの提供により、地域で暮らしていく上での多様なニーズに対応できる共生型のサービス拠点を目指します。

6の日常生活自立支援事業では、認知症の高齢者や知的障害者の方などに、県及び市町村社協が実施する福祉サービス、福祉サービス利用援助、それから日常的金銭管理援助等に対して支援を行います。

7の福祉・介護人材の確保。新規事業でございます。

国の障害者自立対策臨時特例交付金を活用し、福祉・介護職を目指す学生の増加や潜在的有資格者の呼び戻しのための取り組みを進め、福祉・介護分野における人材の参入、定着化を図ります。

次に、やさしいまちづくりでございます。

平成20年1月から取り組んでおりますハートフルパス制度の普及拡大を図ります。

また、UDアドバイザーの派遣等により、

ユニバーサルデザインの理解促進に努めます。

健康福祉政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者への支援ですが、最後のセーフティーネットであります生活保護に加え、生活保護以外のボーダーライン層への支援、そしてホームレス対策に取り組むこととしております。

1番目の生活保護でございますけれども、備考欄の表のとおり、ここ10数年来、保護人員、保護率ともに増加傾向にございます。直近の数字、文書の中ほどの表にございますけれども、熊本県全体で保護率が9.84、国の平均12.6より低いものの、こういった状況にございます。

高齢化の進展あるいは最近の景気後退や厳しい雇用・失業環境の中で、今後とも増加していくものと考えております。

主な取り組みですが、真に必要とされる方が保護されない、あるいは受給要件を満たさない者が不正に受給することがないように、私ども、福祉事務所の指導監査などを通じて、制度の適正運営に努めてまいります。

また、自立助長への取り組みですが、就労支援を中心に保護世帯の自立を促進してまいります。そのため、今年度は、県の鹿本福祉事務所に就労支援員を配置いたします。

2の生活困窮者対策ですが、社会経済構造が変容する中で、格差や貧困の広がり、ワーキングプアと呼ばれる新たな貧困層が増加しつつあると言われております。

ホームレスの実態でございますけれども、次の5ページにあります。直近の1月の調査では、県全体で73人と、前年より減少しております。

主な取り組みでございますけれども、生活困窮者の支援のための指針づくり、あるいは次の3つの新規事業に取り組みます。

1の低所得者自立生活支援事業でございますけれども、県の福祉事務所にモデル的に自立支援相談員を配置し、相談から支援プランの提案、継続的な支援を行い、生活困窮者の自立や生活の安定、向上を図ってまいります。

2の生活保護世帯進学「夢」応援事業でございますが、生活保護世帯の子供の大学等の進学を支援し、本人の夢の実現や自立につなげ、貧困の連鎖を断ち切るため、就学期間中の生活費を貸し付けます。

3のホームレス自立支援モデル事業でございますが、ふるさと雇用再生特別基金を活用して、県内におきますホームレスの生活実態調査と就労に向けた職業訓練等を行い、今後の支援のあり方を検討してまいります。

次に、援護関係ですが、熊本市大江にあります引揚者住宅山の上団地については、老朽化が著しいため、建てかえを行い、建物の23年度末の完成、そして入居を予定しております。

6ページでございます。

社会福祉施設の指導監査でございますけれども、社会福祉法人、社会福祉施設等の適切な運営を確保するため、私ども毎年指導監査を行っております。今年度も計画的に実施してまいります。

なお、監査結果についてでございますけれども、昨年7月から、社会福祉課実施分につきましては、県のホームページで結果を公表いたしております。今年6月までには、他の課、総室、それから地域振興局で実施しております監査についても、すべて公表の予定で進めております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課、吉田でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

まず、最初の項目、次世代育成支援行動計画の推進と地域における子育て支援のうち、1番は、行動計画の着実な推進のため、フォローアップや啓発を行うとともに、市町村の取り組みを支援するものでございます。本年度中に、22年度から26年度までの5年間の後期計画を策定することとしております。なお、この計画は、議会の議決を要する計画となっております。パブリックコメント等所要の手続を経た後、来年2月議会において議決をお願いすることとしております。

2番は、子育て支援にかかわる人材の資質向上、市町村と多様な主体による子育て支援の取り組みを支援していくもので、熊本県子ども輝き条例に定めます毎月15日の肥後っ子の日の推進、子育てを応援する店舗、企業などの登録、支援等を行うものでございます。

3番は、県民の意識啓発を図る取り組みであり、子育てに関するポジティブなメッセージを発信するためのさまざまなイベントを実施するものでございます。

4番は、放課後児童クラブの拡充等、市町村が実施する各種事業に対する補助を行う事業でございまして、本年度は、放課後児童クラブ226カ所に対して補助することとしております。

5番は、平成15年度から取り組んでおります産後うつ病対策の事業であり、妊娠から出産、育児期を通じて、母親の心の面を中心に、支援ができる人材を養成するための研修などに取り組むものでございます。

8ページをお願いいたします。

1番、私立保育所運営費負担は、市町村が児童を私立保育所に入所させた場合にその要する費用の一部を負担するもので、私立保育所294カ所分を計上しております。

2番は、保護者の多様なニーズに対応するため、市町村が行う一時預かりや休日保育等に対して助成するものでございます。

3番、多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の3歳未満児の保育料について軽減措置や無料化を行う市町村に対する補助を行う事業です。平成19年度に制度を拡充しております。引き続き市町村を支援してまいります。

4番は、国の生活対策を受けて昨年度末に造成しました熊本県安心子ども基金を活用して、私立保育所の施設整備等に補助するものでございます。昨年度までは、保育所の整備につきましては、国から直接市町村に対して交付金が交付されておりましたが、国の交付金相当額を安心子ども基金から補助するよう改められたことに対応するものでございます。本年度は、熊本市を含む9市町村、13の保育所の施設整備の補助を行うこととしております。

5番は、従来から保育所保育士に対する専門的な研修を実施してきましたが、保育の質の向上のため、研修事業について体系化し、また、実施回数をふやすなど内容を充実した上で、保育団体とも連携しながら実施するものでございます。なお、安心子ども基金を活用することとし、市町村が実施する研修事業への補助も見込んでおります。

次の要保護児童対策でございます。

1番は、児童虐待などで保護を要する児童を児童養護施設等に入所させ、または里親に委託した場合に、その経費を支弁する事業でございます。

次のページをお願いいたします。

2番は、児童相談所を中心に実施する児童虐待防止対策事業及び地域における市町村と関係機関とのネットワークづくりを進めるための事業でございます。

3番は、里親制度の一般家庭の普及啓発や、県内で現在92名登録があつてございますが、こうした里親に対する研修並びに児童相談所への里親委託推進員の配置を行うものでございます。

4番は、19年5月に県内で設置されました

「こうのとりのゆりかご」について、児童福祉における課題や制度上の問題について検証するための会議を運営するものでございます。本年度は4回の会議を開催し、ことしの秋に最終報告を取りまとめる予定でございます。

次の項目、ひとり親家庭福祉の推進でございます。

1番は、熊本県母子家庭等就業自立支援センターにおいて、就業相談から支援講習会、求人情報の提供等、就業自立支援を行う事業でございます。

2番は、母子家庭の経済的自立を目的として、職業能力開発のための講座の受講経費など、給付を行う事業でございます。

3番は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を助成する市町村に対して、事業費の一部を補助する事業でございます。平成19年度から父子家庭を追加して実施しております。

次のページをお願いいたします。

4番は、母子家庭等に対する児童扶養手当を支給する事業で、手当額は、満額支給の場合、月4万1,720円、年間で約50万円となっております。必要な額を計上しております。

5番は、小学校修了前の児童を養育している者に児童手当を支給する市町村に対し、法で定めた割合を交付する事業でございます。

6番は、母子・父子家庭の一時的な家事、子育て支援のために家庭生活支援員の派遣を行う市町村に対して、事業費の一部を補助する事業でございます。今年度は14市町村での実施を予定しております。

7番は、父子家庭の父を対象に、子育てに関する相談会やセミナー、子育て交流会等を開催するものです。

8番、母子家庭及び寡婦の経済的自立を図るため、修学資金、生活資金等の貸し付けを行う事業でございます。特に本年度は、母子家庭の子どもさんが経済的理由で進学への夢を断念することがないように、夢づくり教育

資金として、貸付金分8,000万円の枠を設定しまして、額も拡充しております。手続きにつきましても、利用しやすい制度へと改めることとしております。

少子化対策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室の江口でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の11ページをお願いいたします。

まず、くまもと・健やか・長寿プランに関することについてでございます。

項目として、くまもと・健やか・長寿プラン評価・推進事業でございます。

この事業につきましては、平成21年度から23年度までの3カ年を計画期間といたします。高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、くまもと・健やか・長寿プランといたしますけれども、これを先月策定いたしました。この計画の推進を図るために審議会等開催いたしまして、計画の進捗状況、そういったものについて協議していただくものでございます。

資料12ページをお願いいたします。

要介護高齢者に対する取り組みの項目ですけれども、新規事業として、認知症診療・相談体制強化事業を上げております。

この事業につきましては、認知症疾患医療センターの設置運営によりまして、これまで認知症対策としては手薄でありました医療面の体制整備を行うこと、それから認知症の人やその御家族の悩みに関する総合相談窓口としてコールセンターを設置することなどにより、認知症の人やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らせる社会を目指すものでございます。

資料の13ページ、10番目の項目です。これも新規事業になります。

地域ケアの充実による待機者解消支援事業

でございます。

住みなれた地域での生活の継続に当たりましては、居宅サービスの拡充、充実というものが必要でございますが、特に採算面の問題から、中山間地におきましては、このサービスの提供が十分と言えない状況でございます。こういったことから、今回新たに、この中山間地等におきまして新たに訪問系のサービスを開始しようとする事業所に対しまして、開設経費について補助を行うものでございます。

次に、要介護状態になるおそれが強い高齢者に対する取り組みについてです。

1番目の地域支援事業交付金交付事業でございます。

この事業につきましては、介護保険法に基づきまして市町村が実施いたします介護予防事業などの地域支援事業に対しまして、県から交付金を交付するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

元気な高齢者に対する取り組みについてです。

明るい長寿社会づくり推進事業。この事業につきましては、高齢者の社会参加を促進しまして、生きがいがづくり、健康づくりを推進するというところで、財団法人熊本さわやか長寿財団に対して、その行う事業に対して補助を行うものでございます。

主な事業といたしましては、毎年5月から6月にかけて、シルバースポーツ交流大会等を開催しておりますので、そういったものに対する補助ですとか、あとは、ねんりんピック、全国健康福祉祭、この大会への熊本県選手団の派遣に対する補助、こういったものを行っております。

次に、同じく14ページ、最後の項目でありますけれども、全国健康福祉祭開催準備に関する取り組みということで、全国健康福祉祭開催準備事業を上げております。

平成23年10月に、熊本県におきまして、全

国健康福祉祭、ねんりんピックが開催されることが既に決定をいたしております。この開催に向けまして、今年度からその準備を本格化するというを考えておりまして、具体的には、夏ごろ、すべての関係者、関係団体を構成員といたします大会実行委員会をまず設置することとしております。その下に常任委員会ですとか各専門委員会を設けて具体的な準備を開始することといたしておりますので、その準備に対する補助、準備を行うためのものでございます。

以上でございます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室、前田でございます。よろしく願いをいたします。

15ページでございます。

まず、障がい者施策の総合的な推進でございます。

そのための総合計画、熊本県障害者計画、くまもと障害者プランを策定いたしております。その着実な推進を図るため、計画の進捗状況の評価、それからプランの周知等を行うことといたしております。

次に、障害者本人への支援の充実でございます。

まず、福祉サービスの充実でございますが、障害者の方が福祉介護サービスや訓練等のサービスを受ける場合に、その費用を負担することといたしております。

次に、保健医療サービスの充実でございます。

1の事業につきましては、重度の障害者の方々に対し医療費の助成を行うことといたしております。

2の事業でございますが、精神障害者の方に対する通院の医療費についての助成を行うことといたしております。

次が障害児福祉サービスの充実でございますけれども、障害のある児童が入所施設を利

用した場合に、そのかかる費用を負担するもの
でございます。

2の事業でございますが、障害児施設を利用
した場合の利用者負担金の軽減をするため
の費用でございます。

次の項目でございますが、地域生活支援サ
ービスの充実でございます。

まず、療育体制の整備でございますが、発
達障害に関する理解の促進や支援体制の整備
に関する検討等を行うことといたしております。

次、16ページをお願いいたします。

相談支援の充実でございますが、まず、1
の事業でございますが、受け入れ条件を整え
ば退院可能な精神障害者の方々の地域移行を
支援するものがございます。

平成19年度から毎年度圏域を定めて実施を
しておりまして、平成21年度は、熊本市など
4圏域で実施をすることといたしております。

2の事業でございます。

高次脳機能障害に対しまして、熊大医学部
に設置をいたしております高次脳機能障害支
援センターを中核に、医療機関や福祉施設と
連携をいたしまして、高次脳機能障害者に対
する相談、支援等を行うことといたしており
ます。

3の事業でございますが、自殺防止のため
の啓発、相談支援、自死遺族への支援等を行
うことといたしております。

4の事業でございますが、障害者の人権や
権利擁護等に関して相談を受けることといた
しております。

次の項目でございます。

障害者を取り巻く環境への働きかけでござ
います。

障害者に対する理解の促進を目的といたし
まして、12月3日から9日までの障害者週間
をメインにハートウィークを開催いたしてお
ります。障害者芸術展、NHKハート展のほ

か、民間団体の音楽祭とも協力をいたしまし
て、事業を実施することといたしております。

次に、障害者の働きやすい環境づくりで
ございますが、施設で働く障害者の方の自立と
生活の向上を図るために、福祉事業者など
に対しまして経営講座などを開催するなどし
て、工賃のアップに取り組むものでございま
す。

17ページでございます。

スポーツ文化活動への参加でございます。

障害者の方にスポーツに親しんでもらうた
めに、県大会や地域で開催の輝き大会等を行
うこととしております。5月開催の県大会は、
全国大会の予選を兼ねた大会となっております
して、本年度の全国大会は新潟県で開催され
ることとなっております。

次の項目でございます。

障害者自立支援法の円滑施行でございま
す。

障害者自立支援法の円滑な施行を図る観点
から、国の方から臨時特例交付金が各都道府
県へ交付をされまして、これを財源に基金を
造成いたしました。以下の事業は、その基金
による事業でございます。

まず、(1)の事業でございます。

自立支援法の施行とともに、サービス報酬
の算定方法が月割りから日割りに変更されま
した。これにより事業者の収入が減少いたし
まして、その減少分を激変緩和策として事業
所への補てんを行うものがございます。

次の(2)の事業でございますが、事業所等
が送迎サービスを実施する場合に、事業所等
の負担を軽減するために、送迎費用の一部を
支援することといたしております。

次に、2の障害者の地域移行促進でござ
います。重度の障害者の方においても、地域
生活へ移行して安心して生活を送ることがで
きるように、一定の要件を満たす場合につい
ては、市町村に対し必要なサービスの提供が
できるように上乗せの補助を行うものでござ

います。

次の3の新法への移行のための緊急的な経過措置でございますが、自立支援法上の事業所に移行できていない小規模作業所でございます。小規模作業所が自立支援法へ円滑に移行を促進するために、経過的な措置として、一定額を関係団体に補助するものでございます。

次に、(2)の事業でございますが、既存の施設が自立支援法に定めます新体系のサービス事業所に移行する場合に、必要となる施設の改修等の費用を助成することといたしております。

18ページをお願いいたします。

(3)の事業ですが、障害者の一般就労を促進するために、企業が障害者の方の職場実習を受け入れる場合に、職場の受け入れ環境を整備するための費用を助成することといたしております。

(4)の事業ですが、障害者の同じく一般就労を促進するために、関係事業を活用して一般就労に結びついた場合に、一定額を事業者に補助することにより障害者の一般就労を促進することといたしております。

以上でございます。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室、倉永です。よろしく申し上げます。

19ページをお願いいたします。

まず、医療安全対策についてでございますけれども、まず、1番の方ですけれども、これにつきましては、住民からの相談等に対する体制を整備して取り組んでいくというふうなことで、医療安全相談窓口を設置しまして、県民からの医療に関する相談、苦情等に対応しております。大体500件を超える相談等がございまして、相談件数も年々増加傾向にあります。質の充実を図って、しっかりとした対応をしていきたいということで取り組んでいく予定にしております。

それから、2の医療施設等の設備の整備費の補助なんですけれども、これは、病院すとか、あるいは歯科診療所あたりのいろんな備品等、あるいは機器の整備の分に対する補助でございます。

それから、2つ目の分ですけれども、医師確保総合対策、これは非常に今大きなテーマになっておりまして、そこにいろんな項目を上げておりますが、特にポイントになる部分について御説明させていただきたいと思っております。

まず、医師の確保総合対策につきましては、協議の場としまして県の医療対策協議会を開催していきまして、総合的な医師の確保対策を推進していくということで取り組みを行っていくことにしております。

それから、女性の医師の就業継続支援ということで上げておりますけれども、公立病院への院内保育所の整備すとか、あるいは離職医師の医療現場への復職支援などに取り組むことにしております。

それから、3つ目にドクターバンクを取り上げておりますけれども、医師の無料職業紹介事業としまして、これは昨年の6月に設置をいたしまして、地域医療に従事を希望する医師を募集、登録して、県内の公立病院への就業をあっせんするというので取り組んでおりますが、20年度につきましては、求人は70ありましたけれども、実際就業されたのは1ということで、なかなか求職者が少ない状況にありますので、県内の医師の掘り起こし、それからUターン対策などの拡充が必要だと思っておりますので、さらに充実した取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから、(5)になりますけれども、地域医療学寄附講座運営事業ですけれども、これにつきましては、4月から本格的に、熊大の方に寄附講座ということで設置をして今動いているわけですけれども、効率的な地域医療

支援システムの確立ですとか、あるいは総合診療医の養成というようなことをねらいにしまして取り組んでいただくということで、21年度から5年間継続して取り組んでいくというふうなことになっておりまして、県と市町村で毎年度2,000万円を寄附するということが取り組むようにしております。

それから、6つ目の、これは新規事業ですが、けれども、医師修学資金貸与事業ということで、熊大の医学部入学者を対象に、医師の免許取得後知事が指定する県内での医療機関での一定期間就業するというふうなことを一つの条件としまして、奨学金を支給するものです。一応5名の限度枠で取り組んでおりまして、先週面接も終わりましたが、一応5名を確保する方向で今整理をしております。

次の20ページをお願いいたします。

そこに、医師確保に向けて新規事業として新たな対策事業、項目を取り上げておりますけれども、女性医師の関係の分ですとか、それにかかわる分で短時間正規雇用勤務ですとか、それぞれの条件を満たす場合に、そういった対策に取り組む事業所等に対して支援をしていくということで、いろいろな事業の分で支援をしていく体制を整えていきたいというふうに思っております。

それから、次の項目ですけれども、救急・災害医療対策になりますけれども、1番目に上がっております救命救急センターの運営費の補助、これは、県全体をカバーします3次救急医療体制を確保するということが、救命救急センター、下に上げておりますが、そこに対する運営費の補助を行うものです。

それから、2番目に上げておりますけれども、防災消防ヘリコプターの「ひばり」これに医師が搭乗して救急医療活動を行う際のその保険料の負担をするということで——この防災消防ヘリにつきましては、熊本の場合には、他県と比べまして、かなり活用の状況が高いレベルにあるというふうなことで、今活

用がなされております。

それから、3と4につきましては、いろんな形のそういった救急関係の情報を提供するということが取り組むようにしております。

それから、21ページになりますが、5としまして災害派遣医療チーム、DMATということで、これは、災害発生時に、48時間以内に被災地に迅速に駆けつけて、人命救助、治療を行う災害派遣医療チームということなのですが、今、熊本県内では、6病院で8チーム体制ができておりますけれども、さらにその整備の推進に取り組んでいくというふうなことで予定をしております。

それから、小児医療対策の分ですけれども、これにつきましては、夜間、休日でも適切な小児救急医療ができるよう体制の整備を図っていくというふうなことで、そこに1番目に上げておりますが、これは、入院加療を要する小児の救急患者を、365日24時間受け入れる2次救急医療機関に対する補助ということで取り組んでおりますし、それから、2番目に上げておりますけれども、小児救急電話相談、保護者の方から夜間電話相談が入ってきますので、それに対して、毎日、夜、午後7時から午前0時まで対応するというような形の分に取り組んでおります。

それから、僻地の医療対策につきましても、同じようにそういった形の分で、運営に対する補助ということの分に取り組んでおります。

次の22ページをお願いしたいと思います。

看護職員関係の分になりますけれども、看護職員の確保対策、それから訪問看護推進対策ということで2つ項目を上げておりますけれども、この中で、説明項目の1、2、3につきましては、看護職員の確保と定着を促進するというふうな形の分で予定をしております。1番につきましては、養成所への運営費の補助というふうなこと、それから民間病院の病院内保育所への補助ということで対応

しております。

それから、2番目に上げております看護師等修学資金貸与事業ですけれども、県内の200床以下の医療機関ですとか、診療所等の看護師等の確保を目的に、看護学生に修学資金を貸与するというので、現在78名の人に貸与を行っております。

それから、3番目にナースセンター事業として上げておりますが、これにつきましても、現在就業されていない人、あるいは雇用を計画している医療機関に対しまして相談事業を行うということで、看護協会の方に委託をしまして取り組んでおります。

それから、4と5につきましては、これは看護職員の資質の向上ということで取り組んできております。

それから、6番目に新規事業として上げておりますが、これにつきましては、以前に、平成14年度に1カ所取り組みがありましたけれども、今期21年度に今回取り組みが予定されております。

それから、23ページをお願いいたします。

国民健康保険関係とそれから後期高齢者医療制度の関係になりますけれども、ここにつきましては、県としての法的な公費の負担をするということで、財源的には一般財源化された分での対応です。予算額の方を見てくださいますと、この2つ合わせますと約370億円近くになるんですね。随分額が大きいんですけれども、そういう意味での公費負担の分をというふうな形の分で仕組んであります。

国民健康保険の方につきましては、市町村が実施主体なんですけれども、非常に構造的にやっぱり課題を抱えておりまして、今現在国の方では、国保財政基盤の強化策ということで、運営に当たっての強化対応がなされておるんですけれども、22年度からはどうなるのかという部分が若干ちょっと見えていない部分もありますので、その辺を含めまして、状況を踏まえながら、国の方にも実態を踏ま

えた分として対応していきたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者の医療の方につきましては、今年の4月から動きが見えておりますけれども、これは広域連合が運営をしていくというふうな形になっておりますが、ここにつきましても、法定の県の負担の分で、額の分としては結構な額になりますけれども、これにつきましても、今制度の見直しについていろいろと動きもあっておりますので、それを十分に注目をしながら、見直しによっては地方の負担が増加する可能性もいろいろと予想される面もありますので、その辺も含めまして対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課、岩谷でございます。座って説明させていただきます。

資料の24ページからお願いいたします。

まず、最初の項目、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりの推進でございます。

1の健康増進計画推進事業でございますが、平成19年度に策定いたしました健康増進計画、第2次くまもと21ヘルスプランと称しておりますが、これに基づき、適切な生活習慣の定着のための普及啓発、体制整備の施策を推進してまいります。

2の生活習慣病対策の推進でございますが、(1)のメタボリックシンドローム予防戦略事業といたしまして、普及啓発、県民会議の開催、特定保健指導の実践者育成研修等を行います。

(3)の糖尿病予防総合対策事業は新規事業になります。

糖尿病は、本県では約22万人が患者またはその予備軍と推計しております。糖尿病の予防、悪化防止のための調査検討、モデル地域

を選定しての医療保健連携体制の整備等、糖尿病に対する取り組みを強化してまいります。

3の歯科保健対策の推進でございますが、次の25ページにわたっております。

歯の健康づくり、8020推進事業により、歯周病の予防啓発と医科と歯科との医療連携を進めてまいります。

25ページ、4のたばこ対策の推進につきましては、学校等と連携いたしまして、児童生徒の喫煙防止、飲酒防止に取り組むほか、公共施設の分煙、禁煙に対する取り組み状況の調査を行います。

続きまして、健康食生活の推進の項目でございます。

くまもと21食生活指針の普及啓発や健康食生活支援体制の整備を行うほか、10月には、本県で全国食生活改善推進大会を開催いたします。本県、そして全国の食生活改善推進員の活動をさらに盛り上げるために開催するものでございます。

続きまして、母子保健・周産期医療対策でございます。

26ページに移ります。

1の総合的な周産期医療対策では、新規に次の3つの事業に取り組みます。

(3)の周産期医療ホットライン事業では、危険な状態にある母体、新生児をより迅速に受け入れるために、中核的な周産期医療機関に対してPHSを配備するもの、(4)のNICU入院児支援事業では、新生児集中治療室に長期に入院している子供を在宅に移行することを支援するコーディネーターを配置するほか、関係機関の連携会議を開催するもの、(5)の早期予防対策モデル事業につきましては、平成19年度に県単独で天草地域において実施しました事業の成果を踏まえまして、さらに実証性を高めるための事業を国庫補助を受けて実施するものでございます。

27ページをお願いいたします。

5の妊婦健康診査への支援といたしまして、妊婦健康診査支援基金を活用しまして、健診の公費負担を拡充する市町村への補助等を行います。

続きまして、難病(特定疾患)対策の推進でございます。

1の特定疾患治療費につきましては、患者一部負担額を除き、医療費を公費負担するものでございます。

3の難病相談・支援センター事業は、患者、家族等の日常生活における相談等を実施するものでございます。

なお、備考欄に付記しておりますが、特定疾患治療費につきましては、年々超過負担が膨らんでおりまして、平成19年度決算では3億8,000万円余の超過負担となっております。これまで超過負担の解消に向けての予算確保等を国に対して要望してきているところでございます。

28ページをお願いいたします。

がん対策の推進でございます。

熊本県がん対策推進計画に基づきまして、がん医療の均てん化等を推進することとしております。

1のがん対策推進事業としまして、がん診療連携拠点病院に対する補助等を実施するほか、がん登録事業を行っております。

続きまして、原子爆弾被爆者対策の推進でございます。

国の責任で被爆者に対しまして健康診断や医療扶助を行うものでありまして、法定受託事務として県が事務を行っております。

最後に、ハンセン病問題対策の推進でございます。

若い世代を中心に普及啓発を行うとともに、本県出身のハンセン病療養所入所の方々に、ふるさとである本県とのつながりを持っていただくために、ふるさと事業を実施いたします。

健康づくり推進課は、以上でございます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課の末廣でございます。よろしくお願い申し上げます。

29ページをお願いいたします。

まず、健康危機管理対策でございますが、健康危機の未然防止や事案発生時の迅速な対応など、健康危機管理体制のさらなる充実強化を図るため、関係機関等と連携しながら、健康危機管理推進会議の開催や健康危機対処に係る研修、訓練の実施などに取り組んでおります。

次に、災害救助関係でございますが、災害発生時に災害救助法に基づく救助を実施するとともに、被災者に対して、災害弔慰金の支給に関する法律及び被災者生活再建支援法に基づいた対応や災害見舞金、災害救助物資の受け付け、配分を行うものでございます。

次に、感染症対策でございますが、主なものとしまして、2のエイズ予防対策事業でございますが、若者を中心とした予防啓発に重点的に取り組むとともに、保健所における相談・検査事業を実施いたしております。

3の新型インフルエンザ対策事業でございますが、新型インフルエンザの発生に備え、対策を進めるため、平成17年12月に策定しました熊本県新型インフルエンザ対策行動計画の改定を現在進めておるところでございます。

また、平成20年度に引き続き、県内医療体制の整備を進めるとともに、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄や医療従事者、県民等を対象とした研修会を行ってまいります。

4の肝炎対策事業でございますが、平成20年から開始された国の肝炎総合対策に基づくB型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療に係る医療費の助成、肝炎ウイルス検査の医療機関委託による検査体制の充実、拠点病院を中心に、医療、検診機関、行政等による医療連携ネットワークの構築等に取り

組みます。

30ページをお願いいたします。

食品の安全確保対策につきましては、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止し、食品の安全確保を図るため、食品の製造・販売施設の監視指導と食品の試験検査を実施しております。

主なものとしましては、1の食品営業監視事業でございますが、食品衛生法に基づき、毎年食品衛生に関する監視指導計画を定め、県内で流通する食品、添加物、器具または容器包装の安全確保を図るため、各保健所に配置しております食品衛生監視員による監視指導を実施いたしております。

3の食品検査・指導等事業でございますが、流通食品等について、食品衛生法の規格基準等に基づき、食品添加物、微生物等の試験検査を行うとともに、農産物の残留農薬検査、遺伝子組み換え食品検査、アレルギー食品検査及び輸入食品検査を計画的に行い、食品の安全確保を図っているところでございます。

また、4のBSE食肉検査体制整備事業でございますが、牛のBSE検査につきましては、食の安全、安心の確保及び本県の畜産振興の観点から、今年度も21カ月齢未満の牛を含めた全頭検査を継続して実施してまいります。

31ページをお願いいたします。

最後に、動物愛護管理についてでございますが、1の犬捕獲抑留業務事業につきましては、狂犬病の発生を予防するとともに、野犬や未係留犬による人への危害を防止するため、犬の捕獲抑留、犬、猫の引き取り、処分並びに動物管理センターの管理運営を委託して実施するものでございます。

2の動物の愛護管理事業につきましては、県民の動物愛護に関する意識の高揚、動物による危害や迷惑の防止等を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、飼い

主など県民への広報啓発、動物取扱業の登録、特定動物飼育許可、動物の適正な飼育管理の指導等を実施するものでございます。

また、平成20年度から10年間を計画期間といたします熊本県動物愛護管理推進計画に基づきまして、動物の愛護及び管理に関する各地域における推進体制の整備の実施をしてみたいと考えております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課長の内田でございます。よろしく願い申し上げます。

資料の32ページをお願いします。

まず、生活衛生関係営業施設の振興及び衛生対策でございますが、理容、美容、クリーニングなどの営業施設は、本年3月末で約1万1,600施設でございます。近年の景気低迷や後継者不足などを反映して、施設数はここ4年間連続して減少していることから、これらの営業施設に対しましては、熊本県の生活衛生営業指導センターが実施いたします経営相談などへ補助事業を行いまして、衛生管理の維持向上に関する指導及び経営健全化に関する指導、支援を行ってまいります。

次に、温泉保護・安全利用対策でございますが、本県では、平成元年に比べまして、源泉の総数が約1.7倍、約1,450源泉、温泉湧出量も約1.9倍、毎分約14万リットルとなるなど、全国平均の約1.3倍に比べて急増していることから、温泉水が低下するなど、温泉資源の衰退というのが懸念をされているところでございます。今後とも、県内の主な温泉地で実施しております水位観測8カ所、湯量調査22カ所を継続調査し、また、本年度は、温泉地質構造等調査を実施するなど、温泉の保護と安全利用を推進してまいります。

続きまして、33ページをお願いします。

献血推進対策でございますが、県内の医療に必要な血液を確保するため、献血推進計画

を策定し、広く啓発活動を行います。

具体的には、献血者数を7万7,780人、献血量を3万1,148リットルに設定をいたしまして、事業を推進してまいります。

善意の献血は、年間約2万4,000人の患者の方々に輸血されておりますが、今後少子高齢化が進展する中で、増大する血液の需要に対応するため、若年層を中心に、安全性の高い400ミリリットル献血及び成分献血の普及を推進してまいります。

次に、臓器移植・骨髄移植対策でございますが、臓器移植医療を推進するため、平成10年、熊本県赤十字病院に県の臓器移植コーディネーター1名を配置し、また、各病院に配置されました臓器移植コーディネーター、39病院に93名を配置しておりますが、これらと連携した活動を通じまして、臓器移植を推進してまいります。

また、臓器提供意思表示カードの所持率アップを図るため、その場で署名・携帯運動を引き続き推進してまいります。

資料34ページをお願いします。

医薬品等の安全確保でございますが、医薬品等の製造業者に対しましては、品質管理、製造管理基準の徹底を図りますとともに、薬局、医薬品販売業者に対しましては、安全性情報の提供などの徹底、また、いわゆる健康食品の中には、薬効を標榜したり、医薬品成分を含有する無承認・無許可医薬品がございりますが、これらにつきましても監視指導を行ってまいります。

また、毒・劇物の監視指導では、取扱施設に対しまして盗難防止など適正な保管管理を指導してまいります。

次に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の安心使用及び啓発事業でございますが、後発医薬品は、先発医薬品、いわゆる新薬の特許期限が切れた後に販売される医薬品のことで、先発品と同一の有効成分を同一量含みまして、効能効果等が原則的に同一の医薬品の

ことで、莫大な費用と時間を要します臨床試験が省略できるために、価格が安いという利点がございます。県では、今後流通医薬品の品質に関する情報を収集いたしまして、県民や医療関係者に対するアンケートの実施、研修会の開催などを通しまして、後発医薬品の安心使用を図ってまいります。

35ページをお願いします。

薬物乱用防止対策でございますが、覚せい剤等の乱用は、現在、第3次覚せい剤乱用期と言われておりまして、その汚染が大変深刻化しております。特に青少年層には、大麻、あるいは合成麻薬のMDMAの乱用が増加しております。

本県の平成20年におきます検挙状況は、覚せい剤118人、大麻34人、MDMA 4人、シンナー95人など、依然として憂慮すべき状況にありますことから、薬物乱用を許さないくまもとづくりを目指しまして、薬物乱用防止教室、地域対話集会などを開催いたしまして、薬物乱用の危険性や有害性につきまして啓発活動を行ってまいります。

なお、本年11月13日には、麻薬・覚せい剤乱用防止九州地区大会を県立劇場で開催することといたしております。

以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○池田和貴委員長 済みません。まだ長時間にわたり説明が続くと思いますので、ここで一たんトイレ休憩をとりたいと思います。この部屋にあります、委員の皆さん方、右の壁、執行部の皆さん、左の壁ですが、あの時計で55分になりましたら再開したいと思います。よろしくをお願いします。

午後2時45分休憩

午後2時53分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続き厚生常任委員会を開きます。

次に、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、駒崎環境生活部長。

○駒崎環境生活部長 環境生活部長の駒崎でございます。

お手元に環境生活部長説明要旨と書いた印刷物があるかと思っておりますので、参照いただきながらお聞きいただきたいと思います。座って御説明します。

平成21年度の環境生活部の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、当部の組織機構でございます。本年4月1日から、人権施策の総合的推進を図るため、人権同和対策課と人権センターを統合し、人権同和政策課に再編いたしました。また、消費者行政の機能強化を図るため、消費生活センターを水道町から県庁舎内に移転いたしました。これらの改編の結果、当部は、10課3課内室及び1出先機関という構成で本年度の取り組みを進めてまいります。

次に、平成21年度当初予算でございます。

一般会計の当部関係予算は、総額122億8,300万円余でございます。

その主な施策等について御説明いたします。

まず、水俣病対策の最近の状況についてでございますが、3月に、与党から、水俣病被害者救済特別措置法案が国会に提出されました。さきの県議会の最終日に、今国会において党派を超えた議決により救済策実現を求めるといった意見書を議決いただき、早速、与野党の国会議員の方々に対し、水俣病対策特別委員会の正副委員長を初め各党派代表の委員の方々により、要望を行っていただきました。また、知事も与野党の国会議員の方々と同様の要請を行ったところでございます。4月8日には、初めての与野党による協議が行われました。今後も引き続き協議が重ねられると

いうことでありますので、その推移を注視しながら、救済策が早期に実現するよう、関係者への働きかけをさらに行ってまいりたいと考えております。

なお、印刷物には記載してございませんが、民主党から別途水俣病被害救済の特別法案が提出されておりますことを申し添えます。

なお、与党の法案につきましては、その内容について、地元には不安や反発の声が広がっておりますので、県としては、今後も、被害者の方々の声をお伺いして、与党PTや国に届けるという地元の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

なお、予算の面では、救済策が実現した場合にすぐに対応できるよう、当面必要な経費について予算措置を行っております。

地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出量削減が緊急かつ重要な課題であり、県民総ぐるみで取り組んでおります。県内総排出量の5割以上を占める事業所対策として、排出削減計画書制度の導入の検討などに取り組んでまいります。

有明海、八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づく取り組みを進めてまいります。また、有明海や八代海のCODや燐等の水質環境基準未達成水域における重点的な水質調査を実施します。

大気汚染対策につきましては、監視体制を充実させております。また、4月10日には光化学スモッグ注意報発令伝達訓練を行うとともに、県政広報ラジオ番組や市町村広報誌でも注意を喚起し、健康被害の未然防止に努めております。

汚染原因の究明と対策につきましては、国際的な対策を含め、国への政策提言を引き続き行ってまいります。

地下水対策につきましては、昨年度、熊本地域地下水総合保全管理計画及び行動計画が策定されました。今後、この行動計画に沿っ

て、水環境の保全、本県のすぐれた地下水のブランドづくりや活用方策の検討などに取り組んでまいります。

シカによる森林被害対策等につきましては、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な頭数に管理誘導するため、引き続き捕獲体制の整備等を図ってまいります。

廃棄物対策につきましては、廃棄物の適正処理の推進と発生抑制、再使用、再資源化に取り組むとともに、公共関与による管理型最終処分場の建設について、地元への説明会や環境影響評価の実施等、施設整備に向けた取り組みを推進してまいります。

地方消費者行政の充実強化につきましては、冒頭申し上げましたように、消費生活センターを県庁に移転し、庁内関係各課との連携強化を図ることとしております。あわせて、熊本県消費者行政活性化基金を活用いたしまして、本年度から3年間で集中的に事業を推進してまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、交通事故の抑止及び地域防犯力の強化に県民総ぐるみで取り組むとともに、犯罪被害者やその家族、遺族が必要とする支援を適切に受けられるよう各種施策を進めてまいります。また、将来を担う青少年の健全育成を図るため、非行防止や環境浄化活動の推進に取り組みます。

人権施策・啓発の推進につきましては、同和問題を初めハンセン病や水俣病をめぐる問題等さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための広報啓発や指導者等の人材育成の取り組みを進めてまいります。

次に、平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算でございます。

既往のチッソ県債に係る元利償還金及び特別県債によるチッソへの貸付金に加え、新た

な救済策が実現した場合の一時金支払い支援に要する経費を合わせ、総額は127億3,400万円余となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は250億1,700万円余となります。

以上が当部の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課の園田でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の37ページをお願いいたします。

まず、環境保全活動の推進につきましては、地球温暖化対策としまして、(1)のストップ温暖化県民総ぐるみ推進事業に取り組んでまいります。

なお、当事業におきましては、エコドライブなどの県内統一行動の充実を図るとともに、新規事業としまして、大規模事業者に対し、温室効果ガス排出削減計画書の策定と毎年度の排出量の報告を求める制度の導入を検討するくまもとECOプロジェクトの推進に取り組むことにしております。

資料の38ページをお願いいたします。

2の環境保全行動の推進につきましては、環境立県くまもと推進普及啓発事業として、くまもと環境祭の開催等に取り組んでまいります。

3の環境教育・学習の推進につきましては、熊本県環境センターを中心に、動く環境教室などに取り組めます。

資料の39ページをお願いいたします。

4の県の環境関連施策の推進並びに点検及び評価につきましては、自己宣言方式によるISOを進める環境管理システム推進事業に

取り組んでまいります。

資料の40ページをお願いいたします。

循環型社会形成の推進でございますが、バイオマスの利活用推進のための普及啓発を行うとともに、バイオディーゼル燃料の技術支援等を行うため、バイオマス利活用推進事業やくまもとEco燃料拡大推進事業に取り組んでまいります。

次に、新エネルギー対策の推進につきましては、温室効果ガスの排出を抑制するため、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などの普及啓発に取り組んでまいります。

電源立地等に関する施策の推進につきましては、エネルギー関連施設の設置市町村等に対して国から交付金が交付されるなど、安定的なエネルギーの確保を図るものでございます。

資料の41ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生の推進につきましては、有明海、八代海の海域環境の保全、改善及び漁業の振興等に関係部局が連携して総合的、全庁的に取り組むものでございます。

今年度、環境政策課におきましては、(2)の干潟等沿岸海域再生推進事業として、地域の環境保全活動団体等への啓発や協働体制づくりなどを通して、県民の意識醸成や地域における取り組みを推進してまいります。

42ページをお願いいたします。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進、いわゆるチツソ支援でございますが、まず、1のチツソに対する金融支援の経緯につきましては、昭和53年以降、県が県債を発行してチツソに貸し付ける、いわゆる患者県債発行による金融支援が行われてきました。また、総額100億円の設備県債や平成7年度の水俣病問題の政治解決に伴う一時金県債の発行による金融支援も行われたところでございます。

しかしながら、平成9年度以降、この金融支援に係る中長期的観点からの検討が進められ、平成12年2月、抜本的支援策が閣議了解

されたところでございます。

2番に、この抜本的支援策の概要を記載しておりますが、平成12年度以降、患者県債方式を廃止し、既往公的債務について、①及び②のような措置を講ずることとされました。

①でございますが、県は、チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払い猶予等を行う。②は、国は、県が支払い猶予等を行う場合に県債償還に支障を来さないよう支払い猶予相当額の8割を補助金として交付し、残りの2割は地方財政措置として県が特別県債を発行し、その元利償還金については100%地方交付税措置を行うというものでございます。

なお、次の43ページにその仕組みのフロー図をつけておりますが、後で参照していただければと思います。

3のチッソの一時金支払いに対する新たな財政支援でございますが、先ほど部長から説明がありましたように、新救済策の実施に当面必要な予算として、国の予算にあわせまして、一時金支払い支援のための経費を当初予算に計上しております。

資料の44ページをお願いいたします。

チッソに対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の平成21年度の予算措置額を記載しておりますが、総額で127億3,400万円余となっております。

次の45ページは、平成20年度末のチッソに対する貸付状況でございますが、貸付残高は、元利合わせて1,518億円余となっております。

次の46ページは、平成20年度末の県が発行した県債の償還状況でございますが、今後の償還予定額は、元利合わせて905億円余となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課の宮下でござ

います。座って説明させていただきます。

資料の47ページをお願いいたします。

大気・化学物質対策の推進でございます。

説明欄1のアスベスト問題に関する相談及び救済対策の推進でございますが、アスベスト問題に係る相談対応や救済給付申請の受け付けを行うものでございます。

(3)の石綿健康被害救済基金拠出金は、健康被害を受けられた方等への救済給付を行うため、独立行政法人環境再生保全機構が管理する基金へ1,451万円を拠出するものでございます。

48ページをお願いします。

説明欄2のアスベスト対策の推進でございますが、この分は、アスベスト汚染を防止しようという形の対策でございます。大気中へのアスベスト飛散を防止するための環境濃度調査等を行うものでございます。

(1)は、建築物の解体とアスベスト除去作業場への立入検査を行うものでございます。

(2)は、アスベスト除去作業現場の環境濃度調査を行うものでございます。②は、スレート等、現在規制対象外の成形板解体作業等における環境濃度の実態把握を行おうというものでございます。(3)の一般大気環境濃度調査事業は、汚染のおそれのある、可能性のある採石場周辺の環境調査を行うものでございます。

続いて、49ページをお願いします。

説明欄3のダイオキシン類対策の推進でございます。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質等の環境濃度調査及び工場、事業場の排ガス、排水の監視及び工場、事業場の立入検査、指導を行うものでございます。

(1)のダイオキシン類環境監視事業は、環境濃度調査を県内を4ブロックに分けてローテーション調査を行うもので、本年度は、有明・鹿本地域を実施する予定でございます。(2)の工場・事業場調査事業は、ダイオキシン特

措法に基づく届け出指導、立入検査、排ガス等の行政検査を行うものでございます。(3)の水俣地区環境監視調査等事業は、水俣市の百間排水路でダイオキシン汚染が確認されましたので、そのために、水俣湾等の水質監視や魚類の調査を行うものでございます。なお、百間排水路等の堆積汚染土砂については、土木部の方で公害防止対策事業としてしゅんせつ工事を行っているところでございます。

続きまして、50ページをお願いします。

説明欄4の大気質の保全対策の推進でございます。

大気汚染防止法等に基づき、ばい煙の規制や大気汚染状況の監視を行うものでございます。

(1)の大気汚染規制事業は、ばい煙発生施設等の届け出指導や立入検査を行うものでございます。(2)と(3)は、県内に36測定局を設けて、また、2台の移動測定車を活用しまして、大気環境の常時監視を行うものでございます。ここでも汚染が確認された場合、光化学スモッグ注意報等の発令を行うというものでございます。

次に、51ページをお願いします。

騒音・振動・悪臭防止対策の推進についてでございます。

騒音規制法等に基づきまして、規制地域や規制基準等の見直しは知事が行うとともに、市町村の事務となっております改善、指導等の規制事務については市町村が行っておりますので、これらを支援するものでございます。

また、阿蘇くまもと空港周辺の騒音の実態常時監視につきましては、10局の測定局を設けて行っております。

説明欄3の悪臭に係る規制地域、規制基準の見直し事業についてでございます。

騒音、振動につきましても、(1)、(2)に記載しておりますように、基準等の見直しを行ったところでございます。悪臭につきましても、同様に全域規制を行う方向で見直し作業

を進めているところでございますが、全域規制に対して畜産農家等からの異論が唱えられておりますこともありまして、実態調査を実施して、見直しのための基礎資料を収集するものでございます。

52ページをお願いします。

開発における環境配慮の推進についてでございます。

道路建設や廃棄物処分場等の開発事業が環境悪化を招くことがないように、事業着手前に調査、評価する制度である環境影響評価法や条例等の適正運用を図るというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課の小嶋でございます。よろしくお願い申し上げます。着座して御説明申し上げます。

53ページをお願い申し上げます。

53ページ、左の方の項目のところでございますが、健全な水循環と水環境の整備についてでございます。

主な事業といたしましては、(1)熊本地域地下水保全協働推進事業。

①のところに書いてございますが、昨年9月に熊本地域地下水総合保全管理計画、そして、ことしの2月に第1期行動計画を策定いたしましたので、それに基づきまして着実に事業を推進することとしております。

②につきましては、この計画の中にも掲げてございますが、熊本地域の地下水を涵養するために、白川中流域の転作田におきます水田湛水事業を推進するものでございます。

次に、(2)でございます。マル新、熊本の水「夢戦略」事業でございます。質、量ともにすぐれた本県の地下水ブランドの多面的な活用を推進する事業でございます。

①でございます。有識者による水の戦略会議についてでございます。

これは、健全な水循環、水環境保全とともに、地下水のブランドづくり、あるいはウォータービジネスの可能性など、戦略的な活用方策等につきましても検討を行うこととしております。

②の水戦略基礎調査事業につきましては、県内にあります約1,000カ所程度の湧水源等につきまして基礎的な調査を行い、すぐれた保全活動を行っているところ等につきましては、平成の熊本名水百選として顕彰することとしております。

次に、54ページ、お願い申し上げます。

③湧水源対策アドバイザー派遣事業につきましては、湧水源の保全、活用に地域住民自身が主体的に取り組むきっかけづくりのために、専門家を派遣する事業でございます。

④の水環境保全活動リーダー養成研修等につきましては、それぞれの水系等で保全活動に頑張っておられますNPO法人等のリーダーの皆さん方に対して研修を実施するものでございます。

⑤熊本地域台地部の地下水涵養実証事業でございます。

白川中流域以外の地域で水田湛水事業を事業化できるかどうかという検証を行うものでございます。

(3)水環境教育・県民運動推進事業については、行政、民間団体、県民が連携をいたしまして、熊本のきれいな川や海を健全な姿で次世代に継承していくための水環境教育、県民運動を展開するものでございまして、①みんなの川と海づくりデーや、②県民大会の開催等を行うものでございます。また、③水の作文コンクール、④水の学校・水のお話し会など、水環境教育にも取り組んでいくこととしてございます。

次に、水質保全対策の推進でございます。

(1)水質環境監視事業でございます。

常時公共用水域の水質汚濁の状況を監視しているところでございますが、①に書いてご

ざいます県実施分といたしましては、河川51、湖沼1、海域50地点の計102地点で健康項目、生活環境項目等につきまして水質調査を行うものでございます。

(2)水質汚濁規制費でございます。

水質汚濁防止法の規定に基づきまして、事業場等からの排出水の検査、監視、各種届出の指導を行うものでございます。

①に記載しておりますが、本年度は、延べ408事業場を対象に立入調査を行うこととしてございます。

②公共用水域や地下水への油等の流出事故発生時につきましては、関係機関と連携をとりながら、水質汚染の拡大防止に努めることとしております。

(3)マル新でございますが、新規事業でございますが、水質環境重点調査事業、有明海、八代海のCODや総磷に係ります水質環境基準未達成海域におきまして、本年度、重点的な調査を実施することとしております。

①に書いておりますが、21年度は、八代海の中北部海域の環境基準点におきまして調査を実施いたします。また、企業局の荒瀬ダムの環境対策として実施する球磨川への影響調査と連携をいたしまして、球磨川河口地先の環境基準点におきましても、水質の鉛直分布等の調査を実施することとしてございます。

②に書いてございますが、22年度以降、有明海にも順次調査を行うこととしております。

次に、56ページ、お願い申し上げます。

(4)地下水質監視事業でございます。

①水質汚濁防止法等の規定に基づきまして、地下水の水質汚濁状況の監視を目的といたしまして、ポツポツで書いてございますが、新規概況調査、定点監視調査、継続監視調査等を実施するものでございます。

②に書いておりますが、地下水保全条例の規定に基づきまして、有害物質使用工場・事業場の排水の水質調査、監視を行うこととし

ておりまして、本年度、96事業場に立入調査を予定しております。

また、③硝酸性窒素による地下水汚染が見られます荒尾、熊本地域につきましては、削減計画に基づきまして、適正施肥の指導など、削減対策を推進することとしております。

水道事業の推進につきましては、①に書いておりますが、市町村が行います水道整備に対する支援や適正な維持管理等の指導監督を行いますとともに、水道事業の経営基盤強化、危機管理体制整備等のための指導監督を行う事業でございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○岡部自然保護課長 自然保護課の岡部でございます。着座して説明をさせていただきます。

資料の57ページをお願いいたします。

まず、自然環境の保全についてです。

本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐための保全対策、あるいは希少な野生動植物を保護するため、(1)の自然ふれあい指導員による巡回指導や県民の方々を対象とした自然環境講座の実施など普及啓発事業の実施、(2)の自然環境保全条例に基づいて指定しております自然環境保全地域などにおける開発の規制など保全対策を実施してまいります。さらに、(3)の野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づいて指定しております40種の指定希少野生動植物の捕獲、採取を規制するなど生物多様性の保全を図るとともに、(4)のふるさと熊本の樹木の説明板の点検、整備を計画しております。

次に、野生鳥獣の保護管理についてです。

野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や第10次鳥獣保護事業計画に基づいた有害鳥獣捕獲などの狩猟関連事業や鳥獣保護センターを中心とした野生鳥獣保護思想の啓発を行ってまいり

ます。

まず、(1)の特定鳥獣適正管理事業ですが、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、シカを適正密度へ誘導し、森林被害等の早期軽減を図る事業であります。

58ページをお願いします。

特定鳥獣適正管理事業は、具体的には、①、②のシカの有害捕獲や頭数調整捕獲、あるいは捕獲隊編成などを行う市町村への補助を行う事業でございます。

なお、本事業は、本年度より水とみどりの森づくり税を活用して実施することとしております。

(2)をお願いいたします。

(2)の銃器やわななどの狩猟免許試験や3年間の有効期間に達した方々を対象に、更新のための講習会等を計画しております。

さらに、野生鳥獣の保護や保護思想の普及を図るため、(3)の鳥獣保護センター管理運営事業を行い、傷病鳥獣の受け入れや治療、傷病鳥獣保護ボランティアの活動を支援することとしております。

なお、本年度は、(4)のシカと猿の生息数や生息区域などのモニタリング調査を行い、管理計画や対策方針の内容チェックを実施する計画であります。

59ページをお願いします。

自然公園の保護・利用についてです。

県内の自然公園内での開発行為の規制や適正な保護、自然歩道などの施設整備に努めるものであります。

まず、(1)の自然公園法、県立自然公園条例に基づき、開発行為に対し許可や届け出による規制を行うとともに、阿蘇、天草の国立公園内の清掃活動への助成などを行い、自然公園の適正な保護に努めてまいります。

また、(2)の自然公園の利用については、県有公園施設や九州自然歩道の清掃管理、天草、富岡ビジターセンター運営管理などにより、公園利用の方々が快適に利用できるよう

努めてまいります。

さらに、県内の国立、国定、県立自然公園内の施設整備や(3)の九州自然歩道の現況調査を計画しております。

自然保護課は以上です。よろしくお願いたします。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

説明させていただきます。

60ページをお願いいたします。

廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の推進の項目について御説明を申し上げます。

循環型社会の構築を目指しまして、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の3Rの推進に取り組んでまいります。

まず、1の廃棄物リサイクル等啓発事業でございますが、ごみゼロ推進県民大会の開催など、各種啓発を行ってまいります。

2の産業廃棄物リサイクル等推進事業でございますが、排出事業者など、産業廃棄物のリサイクル技術等に関する研究開発の経費に補助を行うものでございます。

3の廃棄物コーディネーター事業は、産業廃棄物の処理などの実務経験者2名を3Rコーディネーターとして配置し、このコーディネーターが企業を訪問いたしまして、廃棄物の削減やリサイクルなどに関する情報提供や助言を行っております。

61ページをお願いいたします。

廃棄物の適正処理の推進の項目でございます。

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理法などに基きまして、排出事業者、処理事業者などへの指導監督を行っております。

また、産業廃棄物の安定的な処理体制を確保するため、公共関与による管理型最終処分場の整備を進めてまいります。

1の産業廃棄物適正処理事業でございま

す。

処理業者などへ立入検査などを行い、産業廃棄物の適正処理を確保するものでございます。

2のPCB廃棄物処理対策事業につきましては、PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物保管事業場に対する調査、指導などを行いますとともに、中小企業者への処理費助成のため、PCB廃棄物基金へ拠出を行っております。

なお、県内のPCB廃棄物につきましては、今年度から日本環境安全事業株式会社において処理が行われることとなっております。

3の不法投棄等防止対策事業でございますが、各保健所に1名ずつ廃棄物監視指導員を配置し、不法投棄などの防止のため、監視活動、早期改善指導に取り組んでおります。

4の不法投棄撲滅県民パートナーシップ推進事業でございますが、不法投棄の未然防止を図るため、県と農協などとの間で協定を締結しておりますこれらの団体に対する研究会、合同パトロールの実施などを通じまして、県民参加型の監視体制を整えてまいりたいと考えておるところでございます。

62ページをお願いいたします。

5の公共関与推進事業でございます。

管理型最終処分場の建設促進に関するものでございます。

建設予定地住民などへの説明会を開催いたしますとともに、事業主体でございます財団法人熊本県環境整備事業団が取り組みます環境アセスメント、地質調査、平板測量などの費用につきまして、当財団に対して貸し付けを行うものでございます。

事業推進に関しましては、現在環境アセスメントが進められておりますが、平成21年度は、約1年間にわたる現地調査を実施し、早ければ年度内にも環境アセスメント準備書作成に着手したいと考えておるところでございます。

63ページをお願いいたします。

6の管理型最終処分場立地交付金事業でございます。

管理型最終処分場の立地地域の生活環境改善等のため、処分場が新設または増設された場合に、交付金を市町村へ交付するものでございます。

7の最終処分場周辺環境整備等補助事業は、産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備のため、市町村へ補助を行うものでございます。

8の産業廃棄物実態調査事業は新規事業でございますが、各種データの収集、整理、排出事業者へのアンケート調査などによりまして、県内における産業廃棄物の発生処理状況など実態把握を行いますとともに、将来予測を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課の野田でございます。どうぞよろしくお願い致します。座って説明をさせていただきます。

資料の64ページをお願いいたします。

まず、保健医療対策の実施でございます。

これは、平成3年の中央公害対策審議会の答申に基づきまして、水俣病総合対策事業としまして、医療事業及び健康管理事業を実施しております。

まず、医療事業につきましては、医療手帳、保健手帳、この2種類の手帳に基づく給付を行っております。

医療手帳につきましては、平成7年の政治決着時に、一時金260万円とともに、給付内容は現在の給付内容になっておりますが、こういった給付で決着をしたというところでございます。現在の給付内容は、医療手帳につきましては、医療費等の自己負担分、それと、はり・きゅう、温泉療養費が月額7,500円、それと療養手当が約2万円程度の療養手当と。これは受け付けがもう終わっておりますので、現在対象者が5,510人という形になっ

ております。

一方、保健手帳につきましては、平成7年の政治決着時、それと、その後平成17年10月に一応5年間を目途にということで再開をされております。給付内容につきましては、医療費等の自己負担分と、はり・きゅう、温泉治療、上限7,500円という形になっておりまして、対象者数をごらんいただきますと、現在1万7,290人ということで、1年間で約4,000人対象者がふえておりまして、医療費の方の予算も、約6億円ふえたという状況でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。健康管理事業でございます。

対象地域としましては、水俣市、芦北町、津奈木町、天草市御所浦町、この4地域でございます。この4地域の住民の方々が希望されれば、住民健康診査に上乘せしまして、問診とか血液検査を実施し、また、対象内の各市町等に委託をして相談窓口を設置しているものでございます。

続きまして、新たな救済策の実現でございます。

先ほど部長から説明がありましたように、新たな救済策が実施された場合、当面必要となる経費、こういったものにつきまして、国の予算に応じてあの予算を計上しているというところでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

環境・福祉モデル地域づくりに向けた取り組みでございます。

これは、水俣病を経験した地域だからこそできる環境や福祉、そういったもののモデル、先進的な取り組みを推進するものでございます。

(1)の事業につきましては、水俣病に関する環境学習、こういったものは、NPOとか、そういったところから提案をしてもらって実施をしていく、そしてそれに補助をしていくというものが主な内容でございます。

2番目の情報発信支援事業につきましては、水俣市、芦北町が実施しております水俣病に関する講座、それに対する補助を行うものでございます。

3番目の事業につきましては、胎児性・小児性の水俣病患者の方々の日常生活支援という形で、今、介護保険とか障害福祉サービス、そういったものの対象になっていない事業についてこの事業で補助をし、あわせて、施設整備、そういったハードの整備も行うと、そっちの助成も行うというものでございます。

4番目の環境・福祉モデル地域づくり推進事業につきましては、医療関係者、福祉関係者、行政関係者でネットワークをつくっております水俣病被害者等保健福祉ネットワークを通じまして、職員の資質の向上、情報交換、そういったものをしていくもの、それと、あと、水俣病犠牲者の慰霊、地域のもやい直しというイベントがございます。そういった各種のイベントに対する補助を行うものでございます。

水俣病保健課、以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課の寺島でございます。着座して説明をさせていただきます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

水俣病認定業務の推進という項目でございます。

水俣病被害者の救済を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきます水俣病の認定申請者につきまして、疫学調査、認定検診等を実施いたしまして、認定審査会での審査及び知事の処分を行っております。

ちなみに、平成16年10月15日の最高裁判決以降の申請者数で、3月末現在で3,766名に上っております。

項目としては、(1)と(2)というふうに掲げ

ております。

(1)の方でございますが、水俣病認定業務の推進ということで、基本的には以下に書いておりますような形で認定業務を進めるのが基本でございます。

まず、疫学調査、これは、自覚症状等につきまして県職員が聞き取り調査等を行います。次に、検診のうちの予診ということで、これは、県の看護師によります眼科、耳鼻科の器械によります検査でございます。その後に、お医者さんといいましょうか、医師による、これは県の方からお願いしております検診医の方々に、眼科、耳鼻科、神経内科の診察をお願いしているものでございます。一部につきましては、医療機関の方へ検診そのものを委託している部分もございます。それを受けまして認定審査会を開いていただきまして、そこで審査をしていただくという流れになります。

委員の先生方は10名、そのほかに専門委員の先生方9名をお願いしております。

審査会の答申を知事の方にいただいた後、知事の方で処分を行うという流れでございます。

予算につきましては、9,266万5,000円を計上しております。

2番の水俣病認定申請者治療研究事業の方でございますが、これは、指定地域に5年以上の居住歴があつて、認定申請後1年を経過した者。一定の症状ということで、ある程度の重たい症状のある方の場合には6カ月経過後でございますけれども、処分があるまでの間に医療費、自己負担分の助成などを行っております事業でございます。

4月1日現在で対象者は3,565名ということでございまして、予算額としては3億9,269万5,000円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課、小原でございます。座って説明させていただきます。

説明資料68ページをお願いいたします。

食の安全安心の確保でございますけれども、(1)の食の安全安心確保対策において、本年3月に策定いたしました第2次食の安全安心推進計画に基づきまして、県民、関係団体と連携して、以下に記載しておりますような関連施策を総合的に推進してまいります。

次の69ページをお願いします。

(2)の食品検査体制整備につきましては、年間計画を立てまして、関係部局が連携して、農林水産物や加工食品に対する農薬の残留検査等を実施いたします。検査結果については定期的に公表することとしております。

その下の(3)でございます。

(3)のJAS品質表示指導事業につきましては、定期的な巡回指導を実施するほか、食の安全110番などによる情報をもとに適宜調査を行い、九州農政局や警察等とも連携を深めながら、違反事例に対しては厳正に対処してまいります。

次の70ページをお願いいたします。

食育の推進についてでございます。

食育総合推進事業につきましては、平成18年3月に策定いたしました県食育推進計画に基づきまして、①の県民大会の開催、食育月間のキャンペーンの実施による普及啓発を行うほか、③の各事業によりまして、住民に身近な市町村や地域における取り組みを促進してまいります。

特に、市町村における食育推進計画の策定を支援することとしておりまして、また、ことし3月に議員提案により制定された熊本地産地消推進県民条例の趣旨を踏まえまして、地産地消の推進等、連携しながら食育の推進を図ってまいりますこととしております。

次の71ページをお願いいたします。

地方消費者行政の充実強化でございます。

地方消費者行政の充実強化につきましては、国において消費者庁設置法などの法案が提出されるとともに、地方の消費者行政の充実強化のため、都道府県に対しまして総額150億円の地方消費者行政活性化交付金が交付されております。本県では、この交付金を財源といたしまして、2億5,000万円の消費者行政活性化基金を創設しております。この基金を活用した事業を展開し、安全、安心で住みやすい社会を目指してまいります。

なお、この法案につきましては、与野党の協議の上、消費者庁及び消費者委員会設置法案として、この4月17日に衆議院を通過しております。

事業の具体的な中身でございますが、具体的には、(1)地方消費者行政活性化事業、これは新規事業でございますけれども、平成23年度までの3年の間で、①から⑤に記載しておりますような事業を集中的に実施いたしまして、県の消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口の相談体制の充実強化を進めてまいります。

なお、既に、県消費生活センターの機能強化策といたしまして、平成20年度に、本庁にあった事業者指導部門をセンターに統合し、さらに、今年度、この4月からでございますけれども、消費生活センターそのものを水道町から県庁舎内に移転をいたしました。また、あわせて、商工観光労働部にございました貸金業者指導部門も統合しまして、庁内関係各課との連携強化のための体制整備を進め、機能強化を図っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課の高野でございます。着座のまま説明させていただきます。

まず、資料の72ページをお願いいたします。

まず、総合的な交通安全対策の推進ござ

いますが、交通死傷事故を防止するため、第8次熊本県交通安全計画に基づきまして、県民の交通安全思想の普及啓発など、交通安全に関する施策を推進するもので、(1)の交通安全推進連盟等補助につきましては、①の交通安全推進連盟が行います各種の交通安全運動を初め、交通安全リーダーの育成及び②の高齢者の交通事故防止県民運動推進委員会が行いますラジオスポット等による広報啓発など、交通安全思想の普及啓発に要する経費の補助であります。

(2)の県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業につきましては、悪質、危険な飲酒運転の根絶及び高齢者の交通死傷事故を防止するため、ビデオ、ポスター等を一般公募いたしまして、それをテレビスポットとして放送し、広く県民の交通安全意識の啓発を図るものでございます。

(3)は、交通事故の被害者対策といたしまして、交通事故に伴う損害賠償、示談等に関する相談業務でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進でございますが、本県の刑法犯認知件数は、平成15年をピークといたしまして年々減少傾向にはある一方で、子供や女性、高齢者が被害者となる事件が依然として多発している状況でございます。

このことから、犯罪が起きにくい安全安心まちづくりの基本方針及び同条例に基づきまして、犯罪が起きにくい環境づくりを推進するもので、内容的には、地域防犯リーダーの育成のための研修会や防犯講習会の開催、地域安全マップの作成指導者の育成と普及促進、安全なまちづくり推進モデル事業及び県民大会や地域ボランティア団体との意見交換会の開催などを進めるものでございます。

次に、74ページをお願いします。

犯罪被害者等支援の推進でございますが、犯罪被害者等基本法に基づきまして、平成19

年度に策定いたしました熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針、これに沿いまして、犯罪被害者が適正かつ必要な支援が受けられますよう施策を推進するもので、①に掲げております広報啓発を初め、②の庁内及び市町村との連絡会議の開催によります連絡体制の整備や民間支援団体との連携強化などを行うものでございます。

また、③の研修会開催による必要な情報の提供や関係職員の意識、能力の向上を図るものであります。

次に、75ページをお願いします。

総合的な青少年施策の推進でございますが、少年の健全な育成を図るため、熊本県次世代育成支援行動計画に沿いまして、地域におけるさまざまな体験活動、社会参加活動への青少年の参加促進を初めといたしまして、熊本県少年保護育成条例に基づく関係機関と一体となった青少年に有害な環境の浄化活動などを行うものでございます。

(1)の熊本県少年保護育成条例実施事業におきましては、少年の健全育成を阻害するおそれのある図書や玩具類の有害指定などを初め、警察、少年補導センター等連絡協議会と連携し、有害環境の浄化を図るものであります。

(2)のジュニアドリーム事業は、県内の小中学生約100人を対象に、異年齢集団による生活体験や沖縄県少年との交流活動、県内著名人による講話の聴講などを通じまして、自分の夢と可能性を見出すきっかけづくりとしたいやりとたくましさを持った少年の育成を目指すもので、体験交流事業でございます。

交通・くらし安全課は以上でございます。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課、吉田でございます。座って説明をさせていただきます。

76ページをお願いいたします。

人権施策・啓発の推進でございます。

当課では、熊本県人権教育・啓発基本計画をもとに、住民に身近な市町村と連携を図りながら、人権施策・啓発の推進を図っております。

まず、1の人権施策推進事業でございますが、これは、本県の人権教育・啓発の基本方針の立案に取り組むほか、県内の行政や民間団体などと一体となって、人権の啓発を推進するための熊本県人権啓発推進協議会を運営するものでございます。

次に、2の広報・啓発事業でございますが、これは、人権意識の高揚を図るため、マスメディアなどを利用した広報を行うほか、人権フェスティバル等の啓発イベントなどを開催するものでございます。

次に、3の研修・人材育成事業でございますが、これは、人権啓発に係る人材育成を図るため、企業や団体などに対します各種研修会等を開催するものでございます。

次に、4の相談事業でございますが、これは人権全般に関する相談窓口を運営するものでございます。

次に、市町村との連携、支援に関する事業でございますけれども、5の人権啓発活動市町村委託事業でございますが、これは法務省からの全額国庫委託事業で、市町村が県からの再委託を受けて人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行うものでございます。

最後の6の地方改善事業でございますが、これは市町村が設置する隣保館の運営に要する経費に補助を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 最後に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、若本病院事業管理者。

○若本病院事業管理者 病院事業管理者の若

本でございます。

平成21年度の病院事業の概要につきまして御説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

健康福祉部の一出先機関として設置してありました県立こころの医療センターの運営形態を、昨年4月より、地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行いたしまして、業務の執行権、代表権を持った病院事業管理者を配置するとともに、管理者の権限に属する事務を処理するために病院局を設置いたしました。なお、施設の名称は、これまでどおり県立こころの医療センターというふうになっております。

県立こころの医療センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づきまして、県に設置を義務づけられた精神科単科の病院として、処遇の難しい患者等を積極的に引き受けるなど、県内精神科医療のセーフティネットの役割を果たすとともに、社会復帰活動にも積極的に取り組むなど、県立病院としての使命、役割を積極的に果たしてきたところであります。

しかしながら、社会的な医師不足から本病院の医師の確保は極めて困難な状況になっておりまして、昨年4月から老人治療病棟を休止するなど、病院の経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

そのような状況を踏まえまして、本年3月末に、平成21年度から平成24年度を計画期間とします中期経営計画を策定いたしました。

この計画は、安定的な医師確保と繰入金削減に見合った経営体質の構築を大きな柱といたしまして、県内精神科医療のセーフティネット機能の維持、確保、それから先導的な精神科医療活動の推進等、県立病院としての役割の維持、向上を図ることといたしておりまして、今年度は、同計画に沿った医療活動を進めるとともに、効率的、効果的な運営を図りまして、収益の確保と経費の削減等に

取り組む所存でございます。

以上のとおりでございますが、事業の概要につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 引き続き担当課長から説明をお願いいたします。

○大谷総務経営課長 総務経営課長の私でございます。どうぞよろしく御説明いたします。座って説明させていただきます。

77ページをお願いいたします。

平成21年度の当初予算の総括表でございますけれども、収益的収支からでございますが、下段の数字でございます。15億8,900万円余を収入として見込んでおります。支出として15億8,000万円余、差し引きの900万円の黒字を見込んでおります。

企業債の元金償還金に充てたり設備投資に充てます資本的収支でございますけれども、支出について、下段でございますけれども、1億9,000万円余を予定しております。収入については、例年約1億6,000万円余を県から繰り入れていただいておりますけれども、県の財政再建の視点から今回は0円といたしまして、その分につきましては、病院の内部留保から充てることにしております。

それに伴いまして、県からの繰入金金は前年度より約1億3,000万円減少いたしまして、7億4,000万円余の繰り入れをお願いすることになります。

続きまして、78ページでございます。

施設の概要でございますけれども、記載のとおりでございますが、正職員91名を配置しております。20年4月1日から公営企業法の一部適用から全適に変わっております。これに伴いまして、正職員とともに医療行為に当たっております臨時職員とか嘱託職員の活用に向けて、雇用条件等も弾力的な運用を進め

ております。

経営状況でございますけれども、79ページをお願いいたします。

21年度の経営状況、若干細かくちょっと説明させていただきます。

収入面でございますけれども、医業収益が8億3,000万円、医業外収益7億4,000万円、これは県からの繰入金でございます。収入全体で15億8,000万円余、一方で、支出につきましては、医業費用といたしまして14億6,000万円余、医業外費用、これは企業債の利息でございますけれども、1億1,000万円余、支出全体で15億8,000万円余の予算を計上しております。

当面の大きな課題といたしましては、医師の確保が大きな課題というふうに考えております。平成20年4月の段階で3名でございましたけれども、何とかことしの4月の段階で2名増、常勤5名の体制となっております。基本的には、法的には7名の体制が望ましいというふうに考えておまして、今後とも、近隣の主要大学、医療機関に派遣要請いたしまして、体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員長 以上で執行部からの説明が終了しましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。

○鎌田聡委員 幾つかあるんですけども、まず、社会福祉課、生活保護の関係で御説明ございましたが、熊本市が増加をしているということですけども、それで県全体が上がっているのかなと思いますが、熊本市以外ではどうなんでしょうか、保護件数。

○坂田社会福祉課長 全体の割合からいたしますと、熊本市が6割、それから市分が3割

ですね。町村担当しております県の福祉事務所が1割という状況でございまして、県の方は町村合併とかございまして、県のシェアというのは少なくなっております。

それで、あとは、やはり熊本市、それからほかの市、そういったところも全体的にふえているという状況でございます。

○鎌田聡委員 熊本市と熊本市以外の市がふえとって、それ以外は減少しているという理解でいいんですかね。

○坂田社会福祉課長 保護率の数字をちょっと詳細申し上げますと、平成8年を一応基準にいたしますと、熊本市が12.51でございませぬ。現在では、ここにございますように16.12ということですね。それから、熊本市以外の市が7.48でございまして、率では2月現在では7.2という形で減っておりますけれども、絶対数はふえているという状況です。

それから、郡部につきましては2.85で、県の所管部が4.12ということで——済みません、率からいきますと、市の方が減って郡の方がふえているという状況ですけれども、数の上では、人員ですが、熊本市が平成8年で8,183人に対して1万944人、それから市の方が3,280人に対しまして5,327人、それから県が担当しております郡部については2,190人から1,677人というふうなことで、ちょっと保護率と人員と必ずしも何か関連しているという状況ではございませんけれども、人数的にはふえていると。私が申し上げたように、市とそれから熊本市以外の市がふえているという状況でございませぬ。

○鎌田聡委員 非常にちょっとわかりづらいんですけども、率と数とですね、そういうことで、要は熊本市と熊本市以外の市はふえて、町村は数としては減っているということだと思います。

○坂田社会福祉課長 そういうことでございます。

○鎌田聡委員 あと、それと、ちょっと済みません、不勉強で。財源の内訳ですけれども、国が4分の3で、あと、県、市で4分の1となっていますけれども、これは県と市で4分の1をまた分け合うんですか、それとも熊本市が4分の1で、それ以外の市と町村が4分の1なのか。

○坂田社会福祉課長 生活保護業務は、これは国の法定受託事務でございまして、国がナショナルミニマムの観点から4分の3ですね。それから地方負担分というふうなことで、熊本市含めまして市の福祉事務所が4分の1ということですね。それから、郡部につきましては、県が4分の1負担しているということでございます。ですから、町村の負担は、生活保護についてはないということでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○早田順一委員 たくさん何か説明があって、ちょっと新しい方からお尋ねをしますが、県立こころの医療センターの件でお尋ねしますが、ちょっと私も勉強不足でよくわかりませんが、この一部適用と全部適用ですね、普通なら全適用と言われていたんですけども、これで経営権限と責任を明確化するというふうに書いてありますが、具体的にメリットというとはどういうものなんでしょうか。

○大谷総務経営課長 昨年3月末までは、一部適用という形で通常の県職員という形でやっておりました。昨年の4月1日から全部適用ということで病院事業管理者を置いており

ます。病院事業管理者に与えられている権限というのは、そこに勤めている職員の雇用条件とか、その辺も含めて決定する権限がございます。

そういうことですので、現在の段階では、非常に正職員と一緒に働いております臨時職員とか嘱託の戦力化ということで、県とは違った形の雇用条件で臨時職員とかその辺の戦力化しております。そういう状況でございます。

○早田順一委員 メリットとして人件費がある程度削減がされるというふうに今おっしゃったように思いますけれども、あと、この事業責任者で一部適用というのは知事、それから全適の方では病院事業管理者ということでもありますけれども、これは責任というのはどこまで全適になった場合責任をとらなければいけないのでしょうか。例えば、一般会計から7億4,000万円ぐらいですか、を繰り入れているということでもありますけれども、全適になった場合、どのような責任が、どこまで持たなきゃいけないのでしょうか。

○大谷総務経営課長 基本的には、知事から病院局の運営について任されておりますので、経営全般にわたっての責任を事業管理者が持つということになります。

○早田順一委員 ということは、病院の経営で、例えば赤字になった場合は病院自体がこの事業管理者が責任を持ってするということが理解してよろしいのでしょうか。

○大谷総務経営課長 78ページにも書いてございますけれども、こころの医療センターにつきましては、法律に基づいて設置が義務づけられている精神科の病院でございます。そういうことで、非常に難しい患者さんとかその辺を多く預かっておりまして、採算的には

基本的に非常に難しいということで、もともと県からの繰入金等を前提とした病院となっております。そういうことで、基本的には県の方からきちんとした繰入金をいただきながら、可能な範囲での収入の増加と経費の削減に努めていくというのが事業管理者の役割だというふうに考えております。

○早田順一委員 事業管理者がかわっても、人件費とかそういうのは経営努力で改善をされるけれども、一般会計からの繰り入れは、赤字になっても、これからもずっとされるという認識でよろしいんですね。

○大谷総務経営課長 できるだけ削減には努めたいと思っておりますけれども、一定の金額についてはお願いしなきゃいけないというふうに考えております。

○早田順一委員 もう1点、よかですか。

○池田和貴委員長 今の件は、今のでいいわけですね。

○早田順一委員 はい。

消費者センターの件でお尋ねをしますけれども、水道町から県庁に移転をされたということでございますけれども、この消費者センターなんです、熊本市内だけじゃなくて、いろんな郡部の市町村との連携というのは、これからどのようにされていくのでしょうか。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課、小原でございます。

市町村との連携、ちょっとさっき71ページで地方消費者行政の充実強化という御説明をいたしましたけれども、ここで新規事業として地方消費者活性化事業というのがございます。中身、①、②、③、④、⑤というところで

ございまして、これが、それぞれのセンター、あるいは施設を強化していく事業でございます。

大まかに言いまして、①と②が県の消費者センターの充実、あと、③、④、⑤が市町村の消費センターの充実、こういう形で、県が作りました基金でもってこれを取り崩していくわけでございますが、これを県と市町村に分配して施設の充実を図っていくということが1つ。

それと、あと、県の消費生活センターは昭和47年からやっております、ノウハウも十分ございますので、センターオブセンターと、市町村のセンターを、平たい言葉で言えば、指導と申しますか、そういう形でやっていくようなセンターに位置づけているつもりでございます。そういう形でやっていくということでございます。

○早田順一委員 地方の市町村の嘱託相談員といえますか、そういう方が、去年の委員会的时候には何か6市町村置かれているということでありましたけれども、21年度の目標としては大体どれぐらいまでふやそうと思われましますでしょうか。

○小原食の安全・消費生活課長 今報道等でも出ております消費者センターを設置されるという心づもりでおられるところは、八代市、人吉市、それから天草市でございまして、これも一部報道されております、あと3カ所ほどを22年で手を挙げて——まだ明確な意思表示ではございませんが、22年度も3つほどの候補が上がっているところでございます。

○早田順一委員 6プラス3で9ということではよろしいんですか。

○小原食の安全・消費生活課長 熊本市はもちろん既にございますけれども、センターと

して、21年度、今年度でございますが、八代、人吉、天草それぞれの市でございます。

○早田順一委員 センターとしてですか。

○小原食の安全・消費生活課長 センターとして。

センターとしてかどうかという区別も実はございまして、これは、例えば阿蘇市あたりは実は相談をしておられます。業務はしておられます。ただ、対応ネットと申しまして、全国の消費者の情報を即時にというか、閲覧できる、あるいは登録して閲覧できるような情報、そういうシステムに実は加入いたしませんと、国の方が消費生活センターとして実は認めてくれません。そういう意味で、21年度、今、八代、人吉、天草と申ししたのは、そういう条件が整ったところのセンターという意味でございます。

○早田順一委員 センターが3つできるということでもありますけれども、それぞれの市町村の相談員さんですよね、相談員さんもある程度育てていかないと、いろんな消費者の問題で、特に振り込め詐欺とか、特に今度は定額給付金の詐欺等も起こるかもしれませんので、そういった意味でも、ぜひ各市町村の相談員さんを——何か専門員なんですかね、資格が要るんですかね、何か。聞いていますけれども、そういう方もぜひ育てていってもらえばと思っております。

○池田和貴委員長 今の要望でいいわけですか。——よろしいですか。

ほかに。

○鎌田聡委員 関連でいいですか、今の。

済みません、ちょっと理解できなかったのが、センターとして認めないと、消費者情報の対応ネットというんですかね、閲覧できな

い、何かそういった制約になっているんですか。

○小原食の安全・消費生活課長 実は私の説明が悪かったかもしれませんが、逆でございまして、入っていただきたいと言っているわけでございます。入られたセンターをセンターとしてという話になっておりまして、もちろん相談を受けることは自由でございますけれども、そういうものに入っていただきたいという、これは国の施策でございますから、そういう形でございます。入っていただきたいというお願いでございます。

○鎌田聡委員 何か入るのに若干抵抗があるんですかね、入っていただきたいと。市町村が入るのに何か金出さんとかかぬとかあるんですか。

○小原食の安全・消費生活課長 確かに少し面倒ではございます。1人しかいらっしやらないところは、相談を受けまして入力する必要があります。私も県庁には13人今相談員がおりまして、それぞれの方々が相談を受けて、それを1回メモでもして記録をとって、そして入力をしてという形でずっとやっております。全国も大体そうでございますけれども、例えば1人しかいらっしやらないところ、端末機を入れて、そこまでの仕事をしていくかということ、やっぱり多少抵抗があるところもあるようでございます。

○鎌田聡委員 そういった情報の共有化というか、やっぱりそういったのがきちんとできていないと、なかなかいろいろなあの手この手でいろんな悪質なやり方がすぐぱっと広がるようなところ、やっぱり各市町村がきちんととらえていかないといけないと思いますので、加入——入力あたりが煩わしいということであれば、せつかく基金が、ここで話す

と、本県に2.5億円の消費者行政活性化基金というのがありますので、そういったのを活用しながら、ぜひそういったのの一つのツールですよ、消費者対策の。そういったものには積極的に加入をして、市町村の方でも利活用していただくように、県としてそういった指導というか、やっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

○鎌田聡委員 初めてですけん、いろいろわからぬ点があつてですね。9ページの里親、少子化対策課ですね、里親推進事業で92名ほど里親の登録があつているという説明じゃなかったかと思いますが、現在の里親の委託状況というのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○吉田少子化対策課長 里親につきましては、児童養護施設等施設ではなく家庭的な雰囲気です。要保護児童を養育していただく方として92名、これは21年3月1日現在の登録数でございます。御登録をいただいております、その中で実際子供さんの養育を委託している方が40ございます。委託している子供の数にしますと、50名のお子さんの養育を委託しているという状況でございます。

○鎌田聡委員 あと、そういった里親を希望するとか、そういった子供さんはまだいらっしやるんですよね。あと、里親登録が42名ぐらい、52名ぐらいですね、余裕があると言っちゃいけませんけれども、まだそういった状況ですけれども、その辺はどうなんですかね。

○吉田少子化対策課長 里親への委託につきましては、国の方もできるだけ家庭的な雰囲気の中で養護することが望ましいということ

で、委託数、委託率の向上に努めております。当然県といたしましてもそうした方向で委託を進めておりますが、1点、非常に難しいのが、個別の家庭での養育委託ということになりますので、それぞれのお子さん、0歳児から18歳児までおりますので、お子さんごとの年齢、あるいは性別、あるいは育ってきた家庭環境、あるいは障害の有無等、こうした個別の子供のケースに応じて、どの家庭がいいかというような、いわゆるマッチングという作業が要りますので、できるだけそうした組み合わせで、養育できるお子さんにつきましては、また養育できる家庭があれば、委託を進めていくということで進めておりまして、年々その数というのはふえつつある状況でございます。

○鎌田聡委員 わかりました。そういったやつは推進していくということで今回やられると思いますので、いろいろな特別な状況等もあると思いますけれども、ぜひ推進の方をしていただきたいと思います。

あと1点、よろしいですか。

○池田和貴委員長 はい、鎌田委員、どうぞ。

○鎌田聡委員 19ページの医師確保の総合対策で、(6)の医師修学資金貸与事業ということで、熊大医学部入学者を対象に奨学金を支給するということですが、5名が限度で——希望は5名以上あったんでしょうか。

○倉永医療政策総室長 今年度が初年度だったんで、どういう状況になるのかというその辺ちょっと気になったんですが、一応応募が5名でしたので、一応5名枠と一っしょと、そういう形でした。

○鎌田聡委員 うまいぐあいに応募がちょうどはまって、どういうあれかわかりませんが、

あと、知事が指定する医療機関で一定期間就業というのは、一定期間というのはどういった期間、どのくらいの期間になるんですか。

○倉永医療政策総室長 一応6年間で免許取得をして、それから就業し始めますので、一応9年をめどに一つの期間としては設定してあります。

○鎌田聡委員 わかりました。

○藤川隆夫委員 今の確認だけども、大学出てから9年。

○倉永医療政策総室長 そうですね、研修とかいろいろ含めて。

○藤川隆夫委員 研修含めて9年ですね。

○倉永医療政策総室長 はい。

○藤川隆夫委員 わかりました。続けて……。

○岩中伸司委員 関連で、医師不足の問題でいいですか。

これは、医師不足はずっとこの間研修制度が変わってから言われているんですが、全体的には医者数というのはふえているんですよ。そこら辺はどう——最近ちらっと聞いたんですが、どれくらいふえているんですかね、10何%。

○倉永医療政策総室長 全国では8,000人ふえるという、ただやっぱり、都市部の方とかいろんな形等に行っているとか、なかなか地域の方といいますか、そちらの方に定着していない状況が続いてきている、あるいは診療科目によってまたいろいろと厳しい状況が出てきていますので。

○岩中伸司委員 今おっしゃるとおりだと思うんですね。例えば熊本県の場合は、県全体の中でそれぞれ医師不足というふうなことで、もうこういう取り組みがされているんですが、私は抜本的なこのことをやらないとこの医師不足というのはなくならないような気がして、政策上の問題かなと思うんですね。その辺は解決しないけれども、当面のお茶濁しのような医師対策にしかやっていけないというのが今の現状じゃないでしょうか。もっとも国に対してやっぱり政策の変更というのを求めているかなければ、私はこれは解決しないと思うんですね。これは意見でいいです。

○倉永医療政策総室長 確かに大きな問題で、本当に時間をかければいいということでもありませんし、とにかく何とかという形で部分で全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○藤川隆夫委員 今の医師不足にもちょっと絡むんですけれども、こころの医療センター、病院局なんですけれども、50ベット今閉鎖していますよね。これを開くに当たっては、一体何名程度の医者が必要なのか、あるいはそれが精神科の医者なのか内科の医者でもいいのか、その付近をお答えいただければと思います。

○大谷総務経営課長 昨年の4月から、50床、高齢者病棟を休止しております。7名いた医師が3名まで減ったというところで、給与の部分と、それと民間病院との役割分担、認知症患者等については民間病院である程度対応できるという状況になったものですから、高齢者病棟の方を休止させていただいたという状況です。

医師については現在5名でございますので、ある程度体制が整った段階で50床のあり

方について検討しなきゃいけないと思っています。ただ、以前やっておりました高齢者病棟を再開するのかどうかについては、これから検討すべき話だろうと思っております。県立病院として果たすべき役割も含めてこれから検討させていただきたいなというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 確かにこの50ベット非常に大きいと思うんですね、経営的なものを考えた場合には。だから、続ける続けられない含めて、場合によっては、その50ベット、よその民間に売ってもいいわけですし、そここのところも含めてぜひ検討をしていただければというふうに思っております。

もう1点、よろしいですか。

実は水俣病の件で、ちょっと私介護保険との絡みで、実は今介護費も自己負担分は無料になっていますよね、保健手帳、医療手帳で。ところが、この介護保険の65歳以上の1号保険者の方たちは、介護保険の費用を実際払っているのか払っていないのか、ちょっとそこがわかんなかったもんで。

○野田水俣病保健課長 保険料については皆さん負担していただいているということです。

○藤川隆夫委員 普通どおり1号保険者も2号保険者も費用負担をしているということですね。それで、自己負担分の減免ということですね。

○野田水俣病保健課長 はいそうです。

○藤川隆夫委員 わかりました。

もう1点よろしいでしょうか。

保育のことで、保育の充実の中で、保育士さんたちの研修の話が出ていたかというふうに思いますが、予算がついていたかと思うん

ですけれども、その部分で市町村事業に補助するというふうな話だったと思うんですけれども、対象として、保育士さんは認可、認可外あると思うんですけれども、これは全部含めての話になるのかどうか。

○吉田少子化対策課長 保育士の研修の関係でございますが、安心こども基金活用して、予算も20年度の約3倍の予算ということで、820万1,000円計上しております。これにつきましては、研修も、20年度10回だったものが20回ということで倍増しておりますが、市町村研修とは別に、本体の保育士さん研修、この中でも、この基金そのものが保育士を対象にしたということで、認可保育所に勤めているという条件等は特にございませし、働いている現役の保育士という条件もございませので、本体の研修の中でも、県が行う研修の中でも認可外に対する研修というのを2回予定しておりますし、また、市町村が実施する研修への補助ということで、1市町村当たり10万円を見ております。この中でも、当然認可外の保育士を対象にした研修という企画が出てくれば、もちろん対象にすることとしております。

○藤川隆夫委員 ぜひそういうふうな形でやっていただきたいし、実は認可外の方に、ある意味市町村がやるとアナウンスがなかなか伝わりにくいという部分がありますので、その付近も含めてきちっとやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続けて、もう1個よか。

○池田和貴委員長 はいどうぞ。

○藤川隆夫委員 じゃあもう1つ、済みません。

実は、ジェネリックの話、後発医薬品の話

が出ておりました。これを進めていくというふうな話があったかというふうに思うんですけれども、34ページですかね、この中で、県民や医療関係者に適切な医薬品情報を提供することにより、後発医薬品の安心使用を図るというふうに書いてあるんですけれども、実は、現場でジェネリックを使って、副作用等はないんですけれども、効果が余りないというふうな薬があるのも現実問題としてあるわけなんですよね。本来は、この薬の効能等に関しては、国がきちっとガイドラインをつくるべき問題だというふうに私は考えているんですけれども、そういうところに対して、県として国に対してそういうふうな要望をしていくのか、そういうのはせずに国から言ってきたからそのまま下へ流していくのか、簡単に下へ流していってしまうと非常に私は安易過ぎるかなというふうに思っています。一つ一つの薬に対してこういった安全情報を出していくと、県がある意味責任をとるような形になりやしないだろうかと非常に危惧していますので、ぜひこの部分に関しては、国に対してきちとした制度設計をしてくれということ、私も県は言うべきだろうというふうに思うんですけれども、ということで、要望と意見があればお願いします。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

ただいま藤川委員から御質問がありましたとおり、ジェネリック医薬品につきましては、その添加物あるいは賦形剤などの違いによりまして、使う側につきましては副作用の心配があるというふうな声も聞いております。したがって、今後、私どもでは、第5次の保健医療計画の中で、ジェネリック医薬品の安心使用及び啓発を掲げてこの事業に取り組んでおりますけれども、それとはやはり別に、医薬品の承認につきましては、当然これは国が責任を持つ話でございますので、そういっ

た意見、声につきましては、関係の会議その他で国の方にしっかり声を上げていきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。いいです。

○池田和貴委員長 ほかに。

○佐藤雅司委員 1つだけ。29ページでございますが、部長の説明要旨の中に、13行の中に入るとるわけですが、新型インフルエンザの話ですね。リレンザ、それからタミフルの備蓄、何人分ぐらい用意されているのか、あるいは県庁の体制等にも相当影響が出るというふうな話でございますけれども、そうした危機管理の話もどれくらい進んでいるのか、あるいは今新しい——3年ぐらいになるそうでございますが、万能ワクチンの開発等もあっているというふうな報道も実はあっている話ですが、その辺の状況もちょっと教えていただきたいということでございます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

ただいま佐藤委員から御質問がありました備蓄タミフルでございますけれども、国の計画で分配されます県分、1,050万人分のうちの本県分でございますけれども、当初15万4,000人分ということで、18年度、19年度、2カ年に分けて7万7,000人分を2回備蓄しまして、今現在15万4,000人分を備蓄いたしております。

さらに、国の追加備蓄の計画が国民の45%程度に引き上げられましたので、今後、タミフルを18万4,600人分、リレンザを1万8,900人分、追加備蓄を23年度までにしていきたいという計画であります。

もう1つお尋ねがございました。パンデミックになったときは約4割の職員の欠勤が見込まれると言われております。そのような状

態になったときに、まず県庁としてきちっとした業務継続ができるかどうかということで、その計画を策定していくということで、ただいま私どもの方で計画策定の手引を準備しております、これから各部局に配付いたしまして、上半期に各部局ごとの業務継続計画を策定し、下半期には各出先機関、今年度中に県庁全体の業務継続計画を策定していきたいと考えております。

また、県庁だけが体制を整えるのではなくて、市町村への業務継続計画の策定の支援という形で、先ほどのような、申しあげました手引やあるいはチェックリストというものを策定して、市町村の策定、あるいは事業所単位、企業等の計画策定にも情報提供してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 そうすると、現状では大体12~13%ぐらいにしかならないんでしょうかね、タミフルの備蓄は。追加備蓄も含めて。

○末廣健康危機管理課長 国の方の備蓄分と県備蓄分とで分担しておりますので、最終的な平成23年度時点で、県備蓄するのが県人口の約20%分を県が分担して備蓄して、あとについては、国の方の備蓄分で次の対策として手当てすると、そういうふうに計画されております。

○佐藤雅司委員 その計画というのは、新しい経済対策の中でしょうか。

○末廣健康危機管理課長 当初予算の中で今年度備蓄分については計画させていただいております。

○佐藤雅司委員 ちょっと確認ですが、そうすると何%になるんですかね、25%ぐらい。

○末廣健康危機管理課長 現時点、本県分と

それから国分担当で今約23%分の備蓄がされていまして、それを今後3年間で45%まで引き上げていくと、そういう計画でございます。

○佐藤雅司委員 3年間でですね。

○末廣健康危機管理課長 はい。

○池田和貴委員長 佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤雅司委員 いや、もう少し。3番目に、いわゆる新型インフルエンザの新しい万能ワクチンですね、この辺について何か、研究の途上だろうと思いますけれども、情報があれば。

○末廣健康危機管理課長 ワクチンには2種類ございまして、現在実効性等の確認が行われましたのが、プレパンデミックワクチンと申しまして、現在ある鳥インフルエンザ、H5N1の型から今推定して準備中のワクチンでございますが、それについては、今一定の実証について国の厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議というところで、去る4月20日に、単純な比較はできないけれども、少なくとも免疫反応がヒトに起こすことはできたという結論が得られるという報告がっております。

ただ、今後、ワクチンをどのようにストックするのか、あるいはまた事前接種をどのようにするのかしないのかということについては、なお検討していくという段階でございまして、まだプレパンデミックワクチンで対応していくということについては、国の一定の方針はまだ決定はいたしておりません。

それから、もう一つの実際に発生した後に、その株をもとにしてつくりますパンデミックワクチン、実際に起こったときのワクチンについては、今の開発期間は6カ月ほどで開発

できるそうですが、それを国民分用意するのに1年半ほどかかると今言われております。今回の緊急経済対策の中で、それを6カ月に短縮して、国民全体分がつかれないかどうかという研究を進めるというふうに伺っております。

○佐藤雅司委員 私の記憶では、さっきの3年間で35%程度に上げると、国全体として45%ですか、というのと研究開発をするという、その3年間でちょっとだぶっていくわけですが、それとの関連はないんでしょうかね。

○末廣健康危機管理課長 今緊急経済で開発期間を短める研究をするというのはパンデミックの方でございますが、今備蓄しているのは、いわゆるタミフルという薬、発症する前に予備投与する、あるいは発症したときに処方する薬、タミフルの方でございますので、別なものというふうに御理解いただいた方がいいと思います。

○池田和貴委員長 東医監、何かありますか。

○東医監 今万能ワクチンというお話が出ましたけれども、一般のインフルエンザのワクチンは、表面の抗原に対するワクチンでありまして、表面抗原は、インフルエンザは非常に変異しやすいので、すべてのインフルエンザの型に効くワクチンはなかなか得られないと。そういうことで、細胞内のたんぱくに対する、抗原に対するワクチンの製造が研究的に成功したという報道がなされましたが、それが、国がそれを有効と認めて今後推進していくかの情報についてはまだ私たちは得ていないところです。

○佐藤雅司委員 ちょっと私もわからない世界ですから、きょうはこのくらいの質問にさ

せていただきたいと思います。

○池田和貴委員長 ほかに。

○早田順一委員 21ページの医療政策総室にちょっとお尋ねしますけれども、小児救急電話相談でシャープ8000事業であります、これは夜間で、19時から24時、夜中の12時までということでありまして。これは、たしか一般質問がされて、恐らく改善されて12時までになったんだろうというふうに思いますけれども、例えば12時以降とかそういうのに電話があっているのかいないのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいんですが。

○池田和貴委員長 わかりますか、倉永さん。

○倉永医療政策総室長 ちょっと時間が制限してありますので、その部分では多分ちょっと対応はできていないとは思いますが。

○池田和貴委員長 わかる人、だれかいますか。

○岡崎医療政策総室課長補佐 12時以降については記録はとっておりませんが、延長した11時から12時までにつきましては、利用はそれほど多くはありません。一番多い時間帯はやはり7時から10時までぐらいが多くて、それ以降は減っていくような状況です。

○早田順一委員 その12時以降は、何か留守番電話とか、何かそういう対応とかはされていないんでしょうか。

○岡崎医療政策総室課長補佐 今のところございませんが、24時間、地域医療センターはあいてございますので、そちらの方は対応できるようになっております。

○池田和貴委員長 いいですか。——ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○岩中伸司委員 1つだけ。今までの救急医療ですね、説明いただきました20ページ、これは現状は、一般的な救急車も、非常に呼ばんでよかつも呼ぶぐらいのそやつかかなりあるということですが、ヘリコプターでの——これは本会議でも何回も議論された経過で今取り扱いがされていると思うんですが、利用の何か実態というか、こちら辺、どんな状況かわかりますか。

○池田和貴委員長 だれか答えられますか。

○倉永医療政策総室長 防災消防ヘリの方で「ひばり」と呼んでいますけれども、200ちょっと超えています、全体的にはですね、そのうちの約8割ぐらいを医療関係の方で対応しているというふうな実態になっています。その中で、お医者さんが150回近くはその分に搭乗されるというふうな、そういった形ですので、かなり今議論もあっていますドクターヘリという形の部分のやつがありますが、それに非常に近いような形で防災ヘリは今運用されているという、そういう実態にあります。熊本の場合はですね。

○岩中伸司委員 その実態というのは、要請があるというのは、例えば一般の方から連絡があって行くのか、病院から病院ということだろうと、医療機関から医療機関が多いんじゃないかと思うんですが、その実態というのはどうなっていますか。

○倉永医療政策総室長 まずは救急のところから連絡が入りまして、それをじゃあどう対応するのかということ動いていきますので、これは夜間の運営は、基本的にはできていませんので。

○岩中伸司委員 そうすると、今私が聞いたように、病院から違う病院へ移すというのが一番多いんですかね。

○倉永医療政策総室長 それは車での部分は今言われているんですかね。

○岩中伸司委員 ドクターヘリ。

○倉永医療政策総室長 ヘリの方で。

○岩中伸司委員 うん。私が一般的に生活の中では余り聞くことがないもんだからですね。

○池田和貴委員長 東医監、どうぞ。

○東医監 今お話が出たように、200回を超える、1年間にヘリが出動していますけれども、その多くの部分は病院間転送が多いと。ただ、災害の現場といいますか、そういうところにドクターを乗せてヘリが飛ぶこともございます。

○岩中伸司委員 今おっしゃったように、災害の場合とか、病院から病院ということなら、一般的にはそういうのがあるかなと思うんですが、日常生活の中で、なかなか荒尾においてぴんとこんだったもんだから。

○東医監 荒尾地域は、かなり救急車で搬送される病院が多いので、その多くは阿蘇地域と天草ですね。

○池田和貴委員長 よろしゅうございますか。——ほかにございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 37ページ、環境政策課で、くまもとE C Oプロジェクトの推進ということ

で、大規模事業者への地球温暖化対策計画書制度の導入を検討されるということで、部長の御説明の中にも入ったんですが、これは省エネ法か何かで、結局事業者にはこういった削減計画書をつくらなるといとか義務づけられるんですよね。そことこれの違いというのはどうなるんですか、もっと少し熊本県は削減の幅を大きくするとか、そういう意味合いですかね。

○園田環境政策課長 環境政策課の園田ですけども、室長からちょっと答弁させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○森永環境政策監 環境立県推進室、森永でございます。

今お尋ねの新しいE C Oプロジェクト事業という形で、大規模事業者の方がメインになると思いますが、対象は、今、鎌田委員からお話ございましたように、一部省エネ法に基づいて中長期の計画を作成していただいたりとか、毎年度のC O 2の排出量を報告いただいたりという制度でございますけれども、そこが任意の制度になっていたりとか、一部計画づくりが義務づけがないような部分がございますので、そういう省エネ法がかぶっているところの事業者についても、一部横出しといたしますか、そういうのを幾つかの県で導入している例とかございますので、条例としてそのまた出てきた結果を公表を一般にする制度も含めて検討したいと思っております、省エネ法はそこのところはトータルの数字しか出さないような形になっておりますので、大規模事業者の県の排出量の中で5割以上を占めるシェアもございますので、個々の部分についてさらなる削減枠を求めるといって、制度の導入について条例化も視野に置いて検討を進めていきたいと思っております。

○池田和貴委員長 鎌田委員、よろしいですか。

○鎌田聡委員 法で少し、あいまいと言うといかんばってん、そういった部分をきちんと県としては義務づけということでやっていくということだと思います。その条例化というのは、いつごろ、年度内ぐらいにそういったふうに検討されるんですかね。

○森永環境政策監 今度県の環境審議会の中に条例検討の委員会というのを各委員さん方、特別委員ということで、経済界とか、いろんな業界も御参加いただいて、そういう検討の場を一応設けたいと思っておりまして、そういう中で事業者部門の施策、あるいは温暖化対策はいろいろ家庭部門とか森林整備とかいろんな部門で対策が必要でございますので、そういった総合的な全体の議論をしていただきながら、できれば、12月までぐらいに成案が整えることができたらと思っていますところでございます。

○鎌田聡委員 地球温暖化防止、非常に今後県の重要な施策としても取り組んでいただきたいと思いますので、しっかりといろんなところからまた意見もいただきながら、しっかりした条例をつくっていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

なければ、これで質疑を終了します。

次に、執行部から報告の申し出がっておりますので、受けたいと思います。

ちょっと休憩入れますか。——いいですか。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、質疑を一括して受けたいと思います。

それでは、江口高齢者支援総室長から順次報告願います。

○江口高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

別冊の報告事項の資料をお願いいたします。

1 ページ、くまもと・健やか・長寿プランの策定についてでございます。

計画策定の趣旨といたしましては、こちら、法定の計画でありまして、老人福祉法に基づきます高齢者福祉計画、それから介護保険法に基づきます介護保険事業支援計画という位置づけがございます。

この計画については、3年ごとに計画を策定するということになっておりまして、前計画が平成18年度から20年度までの3カ年の計画でございましたので、21年度から新しい3カ年計画を策定する必要がございました。

この計画の位置づけにつきましては、先ほど申しました法定計画という位置づけに合わせて、昨年12月に県政運営の基本方針となりますくまもとの夢4カ年戦略が策定されましたので、それを踏まえた上で策定をしたところでございます。

また、各市町村におきましても、高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定いたしますので、その計画の推進委員を支援するという性格もあわせて持っているところでございます。

具体的な計画策定の体制につきましては、県の社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の保健福祉推進部会で議論をしていただきまして、平成20年度におきまして、トータル4回議論をいただきました。

2 ページの策定の経緯をごらんいただければ、各その部会の開催の経緯、それから12月議会、そして2月議会におきましても、この厚生常任委員会への検討状況の報告もさせていただいたところでございます。

5 番目の計画の名称ですけれども、3期、前回の計画までは高齢者かがやきプランとい

う名称でございました。先ほど申しましたとおり、今回はくまもとの夢4カ年戦略を受けて初めて策定する計画になりますので、この計画内容がパブリックコメントの実施にあわせまして、新しいこの計画の名称についても県民の皆さんの意見を伺ったところでございます。

その結果、県民の皆さんからいただきました意見を踏まえて、部会の方で最終的に決定をいただきまして、くまもと・健やか・長寿プランという名称に決定をいたしました。

6番のこの計画の概要についてですが、目指すくまもとの姿といたしまして、“高齢者がいきいきと輝き、長寿を楽しめる”くまもとというものをこの計画が目指す姿といたしております。

具体的な計画の内容については、まずは高齢者の状態像、元気高齢者、要支援高齢者、要介護高齢者、こういった状態像に応じまして、各関係主体ごとに現在生じている課題を整理いたしました。それを踏まえた上で、この計画においては8つの対応策を挙げております。

高齢者の健康づくりと社会参加の支援、要支援、要介護状態の重度化予防、孤立した引きこもり高齢者の見守りネットワークの構築、地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制の整備、4ページに行きまして、必要なサービスが速やかに利用できる基盤の整備、介護サービスの質の確保と向上、療養病床の円滑な転換、そして地域包括ケアの実現という8つの対応策を掲げております。

これらの8つの対応策を具体的に進める上では、3つのプロジェクトというものを設けまして、この8つの対応策をこの3つのプロジェクトに集約して、具体的な施策展開を図っていきいたいというふうに考えております。

3つのプロジェクトは、5ページの方に書いてありますとおり、元気80歳推進プロジェクト、認知症・あったか・よからいふプロジ

ェクト、切れ目のない介護と医療プロジェクトの3つでございます。

この計画の中におきまして、この21年度から3年間の介護サービスの見込み量についても計上する形になっております。

5ページの(4)のところで、その介護サービスの中の主なサービス量の増加の見込みということで、施設・居住系サービスについて、3カ年の増加量を挙げさせていただいております。トータルでは3,412、これは定員分ですけれども、この3年間で3,412定員分の施設・居住系のサービスの増加を図るという形で計上しているところでございます。

1点、数字のちょっと修正をお願いいたします。

この表の中の一番下の混合型の介護付き有料老人ホーム等という項目がございます。21年度548と定員を今挙げておりますけれども、このうちの85人の定員分が22年度の方に移る形になります。21年度548ですけれども、これがマイナス85となりまして463になります。22年度が105に85をプラスして190という数字になりますので、修正をお願いできればと思います。

参考で書いておりますけれども、市町村が指定する地域密着型サービス、それから県が指定をいたします広域型サービスに分けて、この3,412を見てみますと、地域密着型サービスが2,485、広域型サービスが927ということで、各市町村で、できる限り住みなれた地域で要介護状態になっても継続した生活ができるようにという趣旨を踏まえて、この計画の数字を挙げていただいたというふうに考えております。

続きまして、もう一つの報告事項、資料の8ページをお願いいたします。

ねりんピックの関係でございます。

先ほど主要事業等の説明の中でも触れさせていただきましたが、平成23年、2011年10月に、熊本県におきまして全国健康福祉

祭、いわゆるねんりんピックの開催が決定をいたしております。

通常開催年の3年前から準備を始めるということになっておりまして、平成20年度が3年前になりますので、昨年度からこの準備を始めたところでございます。

具体的には、平成20年度において、このねんりんピックの熊本大会の基本構想を定めることにいたしまして、関係者、それから有識者から成ります委員会を設けて、この基本構想を策定したところでございます。

この資料は、その基本構想の概要ということになっております。

基本方針といたしまして、ここに書いております4つの柱を挙げまして、この柱のもとに熊本大会を開催していきたいというふうに考えております。

大会の概要のところですが、愛称といたしまして、ねんりんピック2011熊本、2011年開催ですので、2011熊本と書きまして、この2011の部分をつれ愛というふうに呼んでいただきまして、ねんりんピック「ふれあい」くまもとという愛称で呼んでいただきたいというふうに考えております。

テーマについては、これは全国から公募をいたしまして、1,800余りの応募がございました。その中からこの基本構想策定委員会の方で選定をいたしまして、最終的に、火の国に 燃えろ！ねんりん 夢・未来というテーマに決定をいたしました。

会期につきましては、23年10月15日の土曜日から4日間、18日、火曜日までの4日間ということになっております。

大会マスコットにつきましては、この4ページの右下の方でございますASO坊健太くんを採用しております。このASO坊健太くんにつきましては、健やか生活習慣熊本県民運動のイメージキャラクターといたしまして、昨年3月に、こちら全国公募により決定をされたイメージキャラクターでありま

して、この健康づくりという観点から、このねんりんピックの趣旨とも合致するというところで、このASO坊健太くんをねんりんピックについても大会マスコットとして活用させていただくということになりました。

総合開会式が、平成23年10月15日にKKWINGで開催予定となっております。

閉会式が、10月18日、これは熊本市民会館で開催予定です。

具体的な関連イベントがございますけれども、主なイベントといたしまして、スポーツ交流大会と、あと、文化交流大会がございます。

熊本大会におきましては、計22種目を開催することといたしまして、この開催地においては、9市5町、合計14市町において開催をしていただくというところまで決定したところでございます。

次の10ページをごらんいただきますと、熊本県内の地図に具体的な開催種目と開催市町を当てはめた地図になっておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○池田和貴委員長 続いて、内田薬務衛生課長。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の11ページをお願いします。

薬事法改正に伴う伝統薬の郵便販売の規制についてでございます。

本案というのは、さきの2月定例県議会の厚生常任委員会におきまして、熊本県製薬協会からの請願が採択をいただきまして、県議会議長名で厚生労働大臣等に意見書が提出された案件でございます。

3月23日の意見書提出後も厚生労働大臣直属の検討会がこれまで2回開催されておりますので、その概要等を御報告いたします。

まず、薬事法改正の概要でございますが、医薬品の販売などを規制いたします薬事法が改正をされまして、本年6月1日から施行されます。本年2月6日に公布されました省令では、医療機関向けではない一般用医薬品、いわゆる大衆薬につきましては、例えば、胃潰瘍薬などの第1類医薬品及び伝統薬を含みます漢方製剤などの第2類医薬品は、専門家が店舗などにおいて対面販売することとされました。

その結果、インターネット販売などは対面販売ではございませんので、消費者への情報提供が十分にできないとの理由から、整腸薬などの第3類医薬品を除いて販売が規制されることとなったものでございます。

同様に、これまで県内の伝統薬企業が行ってまいりました販売方法、つまり顧客と販売主の間で電話による対話を通しまして、消費者の症状確認、医薬品情報の提供などを十分に行った後、伝統薬を販売する行為につきましても、その販売形態がインターネットと同様だというふうになさされて、本年6月からは販売できなくなります。このままでは、県内の伝統薬企業は、全国の消費者に伝統薬を供給できなくなるばかりか、今後の事業継続が大変困難になってまいります。

今回の問題は、医薬品を必要とする消費者を初め、伝統薬企業の存続にもかかわる全国的な問題でもありますことから、現在厚生労働大臣直属の検討会が開催されまして、引き続き販売のあり方などについて議論が行われているところでございます。

去る4月6日に開催されました第4回検討会では、井村座長の方から「今後は6月1日の期限までに問題点を取りまとめ、省令の改正を含め議論を継続していく」の発言がっております。

執行部といたしましては、今後、これら厚生労働省、あるいは全国伝統薬協議会などの関係機関の動向を見きわめながら、伝統薬の

郵便販売が今後も継続できますよう、全国伝統薬連絡協議会、あるいは関係いたします自治体などと連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後のさまざまな動き、対応等につきましては、当委員会の方に逐次御報告をしてみたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの報告に関して質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 最初のくまもと・健やか・長寿プランの策定、これ、3回かな、厚生常任委員会、きょう含めて3回かもしれませんが、報告があつてはいますけれども、計画の趣旨で、保健福祉計画、それから介護保険の事業計画に基づいてと、これを終了したからこれをつくったということですかね、ちょっとそのところを。

○江口高齢者支援総室長 この老人福祉法、それから介護保険法に基づく法定計画という位置づけですけれども、この計画を3年ごとに新しくつくっていくという、計画の期間が3年になっております。前の計画が18年度から3年間の有効期間の計画でございました。それが20年度に終了しましたので、これは全国的にまた21年度を開始年とする新しい3カ年計画をつくる必要がございましたので、今回新しく策定をしたということでございます。

○佐藤雅司委員 この計画のもとになっている計画というのは何かあるんですかね。

○江口高齢者支援総室長 この計画のもとになっている計画というものはございません。

老人福祉法、それから介護保険法の中で各都道府県はこの計画を策定するというふうにされておりますので、法律に基づいてこの計画を策定しているということでございます。

○佐藤雅司委員 どこまでが——これは議会の議決は要らないわけですよ。どこら辺までが——いわゆるプランはかなり議会の議決を必要としているということになってるわけですが、以前はやっぱり基本構想だけが議決事項だったんですが、計画も結構議決事項になっているんですよ。それはもう指定しないんですかね、指定するとか、そういう基本法みたいなやつが、基本計画みたいなやつが、これはやっぱり議決事項にしておくべきじゃないかなというふうな感じがちょっとするものですから、そのもとになっとるものが何だろうかなと今ちょっと思ったんで。何かありませんかね、このもとの。確かに3年ごとに見直ししているんですね、このプランは。それはわかっていますけれども、そのもとになっとるものは何だろうかという。法律上、あとはもう国の法律しかないわけですか、その中間というものはないんですかね。

○江口高齢者支援総室長 先ほど言いました老人福祉法、それから介護保険法に基づきまして、各都道府県、それから市町村もその市町村の計画をつくることになっておりますので、それぞれ都道府県、市町村がこの法律に直接基づいて計画を策定しているということでございます。

○佐藤雅司委員 そちら辺のプランを全体的に議会の議決事項とするというようなところの部署はないと思うんですけれども、その辺、どうなのかなというですね。

○池田和貴委員長 ちょっとよろしいですか、私の方から。佐藤委員、議会の議決に計

画をするかどうかというのは、条例があるというふうに思っています。その中にこういうのも盛り込んでいくようにやっていくかどうかじゃないかというふうに思いますがね。

○佐藤雅司委員 だけど、私が申し上げたのは、その基本的な計画になっているやつはないかというふうに今尋ねたわけですね。法律があつて、老人福祉法、介護保険法があつて、その中で計画があつて、それは議会の議決事項。その中でこのプランというのが何年ごとに見直されているというんですね、だろうと思うんですけれども、そこがないということになればもう……。

○藤川隆夫委員 結局介護保険の改定が3年ごとにあるから、それに合わせてつくっているということでしょう、簡単に言えば。

○江口高齢者支援総室長 介護報酬の改定は3年ごとに行われていますけれども、どちらかというところ、介護保険の計画が3年ごとにつくるということなので、それに合わせて介護報酬の改定が行われるということだと思います。

○森枝健康福祉部長 介護保険の分につきまして、市町村の計画は介護保険事業計画、そこで、市町村ごとのサービス量、施設系、居住系、居宅系サービス、サービス量の総計と介護保険料をそこで設定されて、それは各市町村から全部上がってきて、介護保険の分につきましては、それを集計して、プラス県も補完的に——介護保険料、やっぱり影響するものですから、補完的に多少調整といいますか、協議をしながら県計画をつくっていくということで、県の方だけ支援計画ということになっているので、そこが中核的になっておりますので、そこは、基本は法律と市町村の介護保険事業計画が基本ということになって

いるので、そこら辺のあり方というか、今後法律の関係でどうなるかというのは何かちょっと吟味する必要があるかと思えますけれども、多少性格は違う面があります。

同様の計画が障害者の福祉計画ということで、向こうの方も市町村の障害者の福祉計画といいますか、自立支援法に基づくそれぞれのサービス量を各市町村ごとに設定をしまして、それを積み上げて、多少調整といいますか、それが県の計画になっております。

○佐藤雅司委員 内容はわかっているんですよ。だけど、ただ、そのもとになるもの、要するに条例事項ですから、条例事項の中に入っている基本的な基本計画みたいなものがないんですかという話をしたわけですがけれども、それはもうよかです。

○池田和貴委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に関する質疑を終了します。

次に、その他で何かございませんか。

ないようであれば、私の方から1つお願いをしたいと思えます。

今、新聞、テレビ等報道機関の方で言われておりますが、平成21年度の1次補正が今度国会にかけられようとしております。そういった今回の補正予算については、まだもちろん審議はされていないわけですが、中には、今回私たちもいろいろな情報を得ております。そういった面を素早くやはり県が対応していくことで、この厳しい経済状況に対しての手当てができていくというふうに思っております。

そういう時期ですので、ぜひ、皆様方がいろいろなことで国に——私たちの方からも情報提供いたしますが、それで国の方に確認をしたら、国の方からそういうのがないとかと

いう話があれば、そういったものは全部こちらに返していただきたいと思えます。それはこちらの側でまた調べたりというような形もとらせていただきたいと思えます。

また、市町村からそういった質問があったりとかした場合には、国の方でないとかという話もあった、そういう情報があったら、そういうのもすべて言っていただきたいと思えます。ぜひ、その市町村から来たやつについても、門前払いすることなく、今回の経済対策については情報を拾い上げていただくように、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

ほかに何もありませんので、なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回の厚生常任委員会を閉会いたします。

午後4時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長